

令和7年度 学校の危機管理マニュアル

- 1 児童・生徒事故の対応
- 2 教職員事故等の対応
- 3 自然災害・危害獣事故等の対応

令和7年 3月改定

長野市立大豆島小学校

緊急事態発生時の連絡先一覧表

*通報はあわてず落ち着いて	
連絡の要点① 学校名	長野市立大豆島小学校
② 学校住所	長野市大豆島１００４－２
③ 電話番号	０２６－２２１－４１９１
④ 連絡者の氏名	自分の名前を告げる 〇〇△△です。
⑤ 概要の説明 (簡潔に)	・いつ ・どこで ・何があった ・今どうなっている (被害の状況など) ・犯人は (人相・車種・逃走方向等)

機 関 名	電 話 番 号
長野中央警察署 (緊急時 １１０番)	026-244-0110 大豆島交番 (026-221-9272)
中央消防署 (緊急時 １１９番)	０２６－２２３－０１１９
長野市教育委員会 学校教育課	０２６－２２４－５０８１ 学校事故 ２２４－５０８１ 指導主事 学校火災 ２２４－５０８０ 総務課課長補佐 学校給食 ２２４－８９１３ 保健給食課係長
北信教育事務所	０２６－０２６－２３４－９５５１ (学校教育課) (FAX ０２６－２３４－９５５７)
学校医	荒井内科小児科医院 ２２１－４４１１ 降旗醫院 ２１３－７７３１
病院 長野赤十字病院	２２６－４１３１
保健所 長野市保健所 長野県保健所	保健予防課 ２２６－９９５０ 保健衛生課 ２２６－９９７０ ２２３－２１３１
P T A会長	

目 次

◎危機管理とリーダー	1
1 児童・生徒に係わる事故の対応	
○授業中の事故	3
○児童生徒間の暴力・殺傷事故	4
○児童生徒間の性暴力	5
○部活動（金管バンド・相撲クラブ）中の事故	6
○登下校中・校外学習中の交通事故	7
資料：「救命救急体制」	8
「警察への通報体制」	9
○登下校時の不審者等の事故	10
資料：子ども自ら身を守る指導	11
○学校への不審者侵入事故	12
○学校侵入盗難事故	13
○Jアラート発令時における対応	14
○火災発生時における対応	15
○「いじめ」問題への対応	16
○自殺予告	21
○家 出	22
○児童・生徒虐待への対応	23
2 教職員に係わる事故等の対応	26
○体罰への対応	27
○交通違反（飲酒運転・酒気帯び運転等）への対応	28
○交通違反（速度超過等）への対応	29
○個人情報に係わる事故への対応	30
○性暴力等への対応	31
資料：「セクシャル・ハラスメントの未然防止と対応のポイント」	32
○教職員の精神性疾患への対応	33
○保護者からの訴え等への対応	34
○「不登校」に関する訴えへの対応	35
資料「不登校児童生徒・保護者への支援のポイント」	36
○報道機関への対応	37
3 自然災害・危害獣等に係わる事故の対応	38
○熱中症	39
○地震災害	44
○強風・雷・豪雨災害	45
○落雷被害防止の対応	47
○「熊」出没への対応	48

危機管理とリーダー

1 危機管理の目的（何を守るのか）

- (1) 児童生徒と教職員の命を守る。
- (2) 学校の日常のリズムを守る。（児童生徒と教職員の信頼関係を維持し日常の組織・運営を守る）
- (3) 学校・教職員、さらには教育界に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守る。

2 危機管理の4つのプロセス

- (1) 危機の予知・予測～過去に発生した事例を分析することにより発生の前兆を明らかにし、危機の予知・予測に努める。また、児童生徒や社会の現状・変化を踏まえ今後発生する可能性のある危機を想定し、その危機の予知・予測にも努める。
- (2) 未然（回避）に向けた取組み～一人ひとりの児童生徒への継続的な支援や、施設設備の点検をおこない未然防止に取り組む。また、児童生徒・保護者・地域の人等からの情報収集により問題の早期発見に努め、危機に至る前に解決する取り組みをする。
- (3) 危機発生時の対応～適切な対応により、児童生徒・教職員の命や身体の安全を守るとともに、被害を最小限度にとどめる。
- (4) 対応の評価と再発防止～緊急時の対応を事態収拾後に総括し、再発防止に向けた取り組みを実践していく。

3 危機管理におけるリーダーの資質

校長・教頭先生は、「教育法規」に習熟するだけでなく、「危機管理」について理解と手法をもつことが求められている。さらにこれに加えて、「責任について自らの見解をもつこと」も、学校のリーダーとしてこれまでも増して重視されている。

4 リーダーの危機管理能力

- 第1は危機をとらえる感性と事態収拾に立ち向かう瞬発力～発生した事件・事故、あるいはまだ潜在化している課題の存在をいかに危機としてとらえる（初期対応）ことができるか、リーダーとしてのみずみずしい感性が問われる。
- 第2は情報収集能力と意思決定能力～マニュアルによる対処とともに危機の状況に応じて柔軟に対応できることが期待されており、それを支えるのが情報収集能力と意思決定能力である。この能力がどれほどのものであるかが事態収拾の正否を大きく左右する。
- 第3は説明能力～比較的限られた時間内に状況がよくつかめない多くの人々に対して、理解できるようにわかりやすく事情を伝える説明能力が重みをもってきている。

5 「大過なくの願い」が「大過を招く」ことがある

「大過なく」学校運営を進めることができるということは、それだけでリーダーとしての条件を一定程度保持しているものと見られる。「大過なく」という言葉の重みや関係者が「大過なく」を願うことは、痛いほどよく理解できる。しかし、大きな変化の時代において「大過なく」を求める学校運営をするところに落とし穴がないか、「大過なく」という運営姿勢がかえって危機の本質をとらえる問題意識やとるべき手法の選択眼を曇らせることはないか、また「大過なく」ということが危機に積極的に立ち向かう行動力を弱め、問題解決の意志決定を先送りすることにならないか、十分注意を払う必要がある。

変化の時代のリーダーにとって「大過なく」という願いが【大過】を招きかねないという認識をもつことが必要になってきているといえよう。

児童・生徒に係わる事故の 対応マニュアル

授業中の事故

【緊急対応項目】

○【児童の動き】

◇【教職員の対応】

●【校長・教頭の対応】

安全確保	○教師の指示で学習活動をやめる。 ○静かに、先生の次の指示を待つ。	◇授業担当教師は、授業を中止するよう指示する。(体育・理科・技術・家庭・図工・美術・作業等の授業では安全に気を付けて授業をやめる。) ◇児童を落ち着かせる。	
状況把握	○負傷、気分が悪い場合は、教師や近くの級友に状況を訴える。 ○教師の指示で、素早く避難する。	◇次のことを確認する。 ア) 児童の負傷の有無と程度 イ) 教室・器具の被害の程度 ◇ガス漏れや火災等の二次災害の危険がある場合は、避難の指示を出す。 ◇安全を確認した後、警察の現場検証に備え現場保存・教室施錠をすると共に、現場の保存や対応記録を残しておく。	
連絡	○依頼された児童生徒は、他の教師に指示された事を伝えるに行く。	◇インターホンの利用や児童への依頼により、職員室や近くの教室の教師に連絡し、応援を要請する。 ◇その後、管理職に連絡する。	●事故のあった教室等に急行し、状況を把握する。
応急措置	○指示が出るまで、教室等で待機する。 ○負傷児童生徒は、保健室・病院へ。	◇負傷した児童の応急措置を行う。負傷の程度により、他の職員に救急車の要請を依頼する。 ◇養護教諭は負傷児童の応急措置を引き継ぐ。救急車に同乗する。	●応急措置・救急車要請等を指示。 ●他の児童の安全を確保する指示をする。
保護者対応		◇担任は負傷した児童の保護者と連絡をとり病院名を伝える。 ◇担任・授業担当者は管理職と共に負傷した児童を見舞い、事故について説明する等、誠意ある対応を行う。	●校長(教頭)は、関係職員と、保護者の家を訪れ、謝罪・見舞い・説明を誠実に行う。
事後指導		◇他の教職員は、児童が平静に授業を受けられるように事後指導をする。 ◇必要に応じて、外部機関に要請し、児童・職員の精神面の把握とケアをお願いする。	●教頭は、事故の状況・対応等の記録をする。
報告		◇授業担当職員は、事故の状況・対応等について教頭に詳細を報告する。	●市教育委員会へ報告し、指示を受ける。
窓口			●報道機関との対応は校長(教頭)があたる。

【留意点】① 被害児童の救急措置を最優先に対応する。

② 児童が動揺するので、第2の事故を起こさないよう児童を落ち着かせる。

児童・生徒間の暴力・殺傷事故

【緊急対応項目】	○【児童の動き】	◇【教職員の対応】	●【校長・教頭の対応】
被害生徒の安全確認	○依頼された児童は他の教師に指示されたことを伝えに行く。	◇複数の教職員で現場に向かう。 ・負傷した児童の応急措置（養護教諭と近くの職員）を行う。 ・警察への連絡、救急車の手配を事務室に依頼する。 ・加害者の児童を別室に移し、落ち着かせてから、話を聞く。	●被害児童・教職員のけがの状況を確認する。 ●警察・消防署への連絡が必要か不必要かを決定する。 ●救急車の受け入れ体制を整える。
関係機関連絡	○落ち着いて、教師の指示で自習活動をする。	◇管理職の指示で分担して次の対応。 ・[消防] 救急車要請、教職員同乗、状況説明 ・[警察] 事件発生の通報、加害児童の保護のため捜査を依頼。	●事実確認を指示。 ●市教委へ第一報、指示を受ける。 ●教職員への説明、児童生徒への当面の指導の指示。
保護者連絡		◇被害児童の保護者に、負傷の状況及び搬送先の病院名を伝える。 ◇加害児童の保護者に、把握した事実及び保護が必要であることを説明し、今後の連絡方法を伝える。	●被害・加害児童の保護者への連絡指示。
現場の保存	○教師の指示で、現場の教室から移動する。	◇現場を立ち入り禁止にし、鍵をかけるなどの措置をする。	
情報収集	○落ち着いて、事件の状況について見聞したことを教師に話す。	◇児童の動揺を鎮めながら事情を聞き、暴力・殺傷行為にいたった経緯やその状況について可能な限り情報を集める。（人権に十分配慮）	●正確な事実関係を早急に把握する。（時系列で記録）
捜 索		◇教職員で地区割りをして、加害児童の捜索を行う。	●関係機関や地域の協力を依頼する。
役割分担		◇事件の概要について教職員で共通理解を図る。 ◇他の児童、保護者、報道機関への対応、受付等についての役割分担と対応方法を確認し対応する。	●教職員に事件の概要を説明する。 ●役割分担。対応方法を指示する。
児童生徒指導	○説明を聞く。憶測による噂をたてないようにする。	◇当該児童の人権・プライバシーに配慮の上、事件の概略を説明する。	●報道機関への対応は、管理職が行う。
保護者に説明		●PTA役員・市教委等との連携を図り、緊急保護者会の開催により、事件の概要、今後の学校の対応方針等を説明し協力を求める。	

- 【留意点】 ① 暴力・刺傷を受けた児童の応急措置、加害児童の保護が最優先に対応する。
 ② 保護者への連絡、警察・消防署・市教委と連携した迅速な対応が必要である。
 ③ 関係児童、周辺にいた児童の心のケアを行うことが大事である。
 ④ 報道機関への対応は、管理職が行う。（Q&A方式による対応）

児童生徒間の性暴力

【緊急対応項目】

○【児童生徒の動き】

◇【教職員の対応】

●【校長・教頭の対応】

性暴力被害の発覚

対応チーム立ち上げ

事実確認

保護者対応

被害児童生徒対応

加害児童生徒対応

校内調整・外部調整

○安心してできる場所に移動する。

◇被害児童生徒の安全を確保する。
・児童生徒の応急措置（養護教諭と近くの職員）
・警察への連絡、救急車の要請をする。
◇被害児童生徒からの聴き取りを行う。
・4W1Hで事実確認をする。
・別の教職員が何度も聞かない。

●被害児童生徒の安全を確保し、加害児童生徒を保護する。
●警察・消防署への連絡が必要か不必要かを判断する。
●事実確認を指示。

○落ち着いて、事件の状況について教師に話す。

◇性暴力被害対応チームを立ち上げる。
・状況確認、緊急度の確認（命にかかわる可能性の有無）、メンバーの役割
・詳細な調査の実施方法の検討
・児童生徒、保護者対応の確認

●市教委へ第一報、指示を受ける。
●対応チームの役割分担と方針を明確にする。

◇加害児童生徒・関係児童生徒からの聴き取りを行う。
・被害児童生徒と加害児童生徒を担当する教職員は必ず別にする。
・事実確認と生徒指導は区別する。
・具体的な指導・支援の方針の検討

●正確な情報を時系列で記録する。
●被害・加害児童生徒の保護者への連絡を判断。

◇被害児童生徒の保護者に、把握した事実を説明する。
・「全力で児童生徒を守ること」「秘密は絶対を守ること」を約束する。
・病院受診の必要性について説明
・心と体のケアの必要性について説明
・警察に届ける意思があるか確認する。

●保護者との関係性で最も適した教職員から直接説明する。
●必要に応じて警察に相談する。

◇被害児童生徒への対応
・心身の状況を考慮しながら、登校、通学等への不安や心配を聞いて、具体的な対応を相談する。

●被害児童生徒を支援するために関係機関や専門家の協力を得る。

◇加害児童生徒・保護者への対応
・性加害の背後にある要因や特性をふまえて指導する。
・反省を促す指導、再発を防止する指導を保護者の協力を得て行う。

●加害児童生徒の抱える問題に対応するため、関係機関や専門家の協力を得る。

○憶測による噂をたてないようにする。

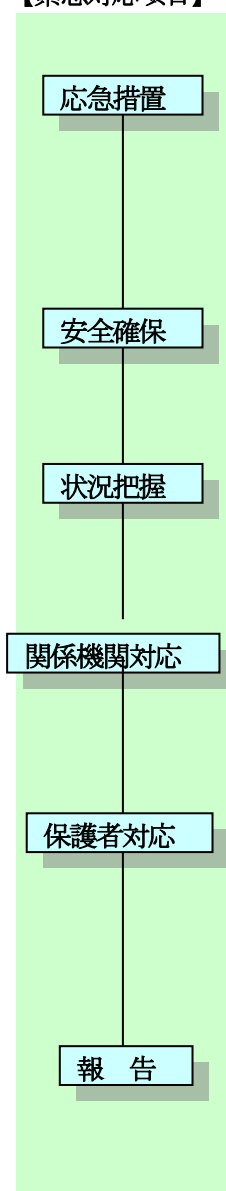
◇当該児童生徒の人権・プライバシーに配慮の上、事故を教訓として、性や人権に関する指導を全児童生徒に実施。
・うわさ話が広まっている場合、本人、保護者の了承のもとに、毅然とした態度で注意する。

●対応した教職員への支援と心のケアを行う。
●関係機関と連携して継続した支援体制をつくる。

- 【留意点】
- ① 性暴力は（疑いの段階でも）、基本的には「重大事態」として即日対応する。
 - ② 被害児童生徒の聴き取りは原則1回とし、最も適した教職員が複数で行う。
 - ③ 被害児童生徒はそれまでの日常を守られる存在であることを念頭に置き、被害児童生徒ファーストで対応支援を行う。急性ストレス障害やPTSD反応に慎重にかつ適切に対応する。
 - ④ 謝罪の機会を安易に設定しない。
 - ⑤ 初期の段階から、スクールロイヤーやスクールカウンセラーに相談する。

部活動(金管バンド・相撲クラブ)中の事故

【緊急対応項目】



○【児童の動き】

◇【教職員の対応】

●【校長・教頭の対応】

○教師の指示により他の教師に連絡に行く。	◇連絡を受けた教職員（養護教諭）は、負傷の程度を確認し、可能な応急措置を施す。 ◇管理職に事故発生を報告する。 ◇救急車要請を他の教職員に依頼する。 ◇救急車に教職員が同乗する。	●現場に急行し、負傷の状況を把握。救急車を要請する。 ●救急車の受け入れ体制を整える。
○練習を中止する。	◇現場の教職員は児童を落ち着かせ、練習を中止するなどの指示を行う。 ◇現場の保存を行う。 ◇現場にいる職員でケガの状況把握、応急処置対応を行う。	
○事故発生時の状況について教師に話す。	◇周囲にいた部員から、事故の状況について聞き取る。	●校内緊急体制に基づき、教職員に対応を指示する。
	◇記録者が事故発生時の状況、発生直後の対応等の経緯について詳細に記録する。	●関係機関との対応は、管理職が当たり窓口を一本化する。 ●市教委に第一報を入れ助言を受ける。
	◇部活顧問・担任は、保護者に児童の容態、事故の状況、学校の対応について連絡・説明する。 ◇担任・顧問は、管理職と病院（家庭）に行き、児童を見舞う。	●担任・顧問と共に負傷した児童を見舞い、病院に待機するなど誠意ある対応をする。
○事故の概要についての顧問の説明を聞く。 ○片付けをして下校する。	◇顧問は、事故の状況・原因・負傷者の状況について部員に説明し、再発防止について指導する。	●事故の概要について教職員に説明し、再発防止について指示を行う。

顧問不在時の緊急対応について

顧問が部活動に不在になる場合、顧問は以下のことを実施する。

- ① 外部講師や担当職員と連携し、緊急時の対応を明確にしておくこと。
- ② 部員に、顧問が不在になること、安全に活動すること、活動内容や緊急時に連絡をする教職員の名前と居場所等を伝えておく。特に、顧問不在時の活動内容については、安全上十分に配慮した内容とすること。

【留意点】 相手（部員）のある「けが」や「暴力」、後遺症が残る心配がある場合は、両者の保護者と学校が、適切な段階で話し合いをもち納得した解決にいたるようにする。

- ① 事故の事実について確認する。
- ② 被害者と加害者の保護者の言い分を聞く。
- ③ 学校側の対応のあり方を伝え理解を得る。
- ④ 日本スポーツ振興センターの災害共済給付について伝えておく。

登下校中・校外学習中の交通事故

【緊急対応項目】



○【児童の動き】

◇【教職員の対応】

●【校長・教頭の対応】

○他の児童生徒は教師の指示で行動する。	◇事故発生の連絡を受けた教職員・引率教職員は、救急車の手配をする。 ◇引率教職員は学校へ報告し、指示を得る。他の児童を落ち着かせる。	
	◇学校から教職員が現場に向かう。 (児童名簿、携帯電話持参) ◇事故の状況を記録する。	●複数の教職員に現場に向かうよう指示する。
○安全な場所に待機する。	◇現場に着き次第、救急車が到着していない場合は応急措置、他の児童生徒の安全を確保する。 ◇負傷者が多数の場合は付近の住民に応援を要請する。	
○他の児童は、教師の指示で登下校・待機する。	◇現場の教職員は、被害児童の氏名・負傷状況・救急車の搬送先を確認し、同乗者と連絡者を決めて管理職へ連絡する。 ◇警察による現場検証に立ち会い、事故の状況把握に努める。	●現場に出向いた教職員からの情報を得て、対応を指示する。 ●他の児童の家庭に、以降の対応について知らせる。
	◇学校で待機している教職員は、現場からの報告に基づいて、保護者へ事故の発生、負傷の状況、搬送された病院名を正確に伝える。	
		●事故の概要について市教委へ第一報を入れ助言を得る。
	◇担任は被害児童を見舞う(病院、家庭)。 ◇担任は保護者に事故の状況を説明し、誠実に対応する。	●担任と共に、被害児童を見舞う。
○交通安全の学習を行う。	◇事故に学び、各教室で発達段階に応じて、安全な登下校・集団歩行について指導する。	●事故の概要を教職員に説明し、再発防止について指示する。

【留意点】① 被害児童の救急措置を最優先に対応する。

② 事故を目撃した児童の精神的な動揺は大きい。心を落ち着かせる対応を行う。

③ 通学路の点検、事故に学ぶ交通安全教育の徹底。

④ P T A、交通安全関係機関と連携して再発防止策を検討する。

⑤ 交通量の多い道路が何本もある学区内のため、朝の登校は集団登校を行い、P T Aや教職員による横断指導を実施する。下校時は、低学年は学年ごとの集団下校、高学年は同じ方面の児童が一緒に帰るように指導する。

⑥ 校外学習時に事故が発生した場合は、上記の対応をとるとともに、その学習を即刻中止、もしくは中断して対応にあたる。

救急救命体制

【救急救命の手順等】

平成 28 年 12 月 27 日付け 28 教保第 344 号・28 教ス第 204 号「長野県教育委員会事務局 保健厚生課長頭頸部外傷事故発生時の対応を盛り込んだ危機管理マニュアルの見直しについて（依頼）」より

ポイント1 救急時の対応を理解する。

- ☐ 既往症等により生活管理の必要な児童等を把握し、保護者、主治医と連携し、緊急時の対応方法を確認する。
- ☐ 傷病者の生命を第一に考え、救急車の要請の手順を明確にする。
- ☐ 意識がない場合、出血がある場合など、症状に応じた応急手当の研修を実施する。
- ☐ 心肺蘇生法（人工呼吸及び心臓マッサージ）及び AED（自動体外式徐細動器）取り扱いの技能を身に付けることが望まれる。

ポイント2 救急対応の手順は、以下の通りである。

① 発生した事故災害の状況把握

② 傷病者の症状等の確認

・出血 ・意識 ・呼吸 ・脈拍 ・傷 ・骨折 ・その他の症状等

※頭頸部や顔面に強い衝撃を受けた時は、意識があっても生命にかかわる場合がある。

- ③ 心肺蘇生法などの応急手当（現場で直ちに）
- ④ AEDの手配など、協力要請や指示
- ⑤ 必要と判断したら、速やかに 119 番通報（救急車要請）
- ⑥ 管理職、養護教諭と保護者へ連絡し、協力を仰ぐ
- ⑦ 救急車に教職員が 2 人同伴する。携帯及び充電器所持のこと
- ⑧ 担当者を決め、詳細な記録を取る

【頭頸部外傷事故発生時の対応】

頭頸部や顔面に強い衝撃を受けた時は、

○安静にしてすぐに専門医の診察を受けること

○本人が「大丈夫」と言っても安静を保ち、最低 24 時間は観察し一人にならないよう配慮する

※ポスターを体育施設等に掲示しておく

ポイント3 緊急時に備え、救急車の要請基準を以下のように明確にしておく。

- ・頭部の強打
- ・意識喪失を伴うもの
- ・ショック症状（蒼、脱力感、脈異常、冷汗、あくび等）
- ・痙攣が持続するもの
- ・多量の出血を伴うもの
- ・骨の変化が見られるもの
- ・大きな開放創（開いた傷）をもつもの
- ・広範囲の火傷 など

ポイント4

障害のある児童や要生活管理の必要な児童等のプライバシーの保護と、支援体制の整備が必要である。

- ☐ 保護者、医師等との密接な連携と共通理解を図り、プライバシーの保護に取り組む。
- ☐ 緊急時に備え、医療機関等との連絡体制や支援体制を整備する。
- ☐ あらかじめ救急対応について、医師から指示を受けておく。

【留意点】

- ① 緊急時には傷病者が発生する可能性も高い。このため、医療機関の連絡先、事案発生時の救急車要請基準や、医療機関に引き継ぐまでの手順等について明確にする。
- ② 障害のある児童等や要生活管理を必要とする児童等への配慮が必要である。
- ③ 教職員が一次救命処置を理解し、対応できるようにすることが望まれる。

警察への通報体制

【通報の手順等】

ポイント1 通報すべき事案

- 対人や対設置物による事故が発生し、児童がケガをしている場合で、かつ
 - 重篤なケガの場合、または、重篤なケガの恐れがある場合
(児童が死亡してしまうかもしれない、後遺症が残るケガになるかもしれない場合)
 - 明らかに加害・被害がある場合
 - 社会的な耳目を集める可能性がある場合
 - 法律に触れる可能性がある場合

ポイント2 通報に迷う場合

- 近隣の交番等に情報提供をし、相談・助言を得る。(学校は、「警察は児童を守る地域のネットワークの一員」という認識を持ち、日頃から心配なことを情報提供し、相談できる関係づくりに努めておく。)
- 警察を入れて非難されるリスクよりも、入れなくて非難されるリスクが高い時代であることを認識し、迷ったら通報する。

【初期対応】

ポイント1 被害者を動かさない

- 事故現場から動かさず、救急車を待つことが基本である。(動かしたために、多量出血になる場合がある)
- 頭部を打っている場合は、絶対に動かしてはいけない。

ポイント2 事故現場の保存

- 児童を現場から遠ざけ、事故発生時の状況のまま事故現場を保存する。
- 事故現場に被害者がいる場合、さらなる危険を回避した上で、その場で動かさずに教職員が付き添い、救急車を待つ。

ポイント3 緊急時に備え、以下のような救急車の要請基準を明確にしておく。

- ・頭部の強打
- ・意識喪失を伴うもの
- ・ショック症状（蒼、脱力感、脈異常、冷汗、あくび等）
- ・痙攣が持続するもの
- ・多量の出血を伴うもの
- ・骨の変化が見られるもの
- ・大きな開放創（開いた傷）をもつもの
- ・広範囲の火傷 など

【留意点】

- ① 校長、教頭、養護教諭を中心に、すべての教職員が、的確に判断し行動できるように手順等を確認しておく。
- ② 警察からの聞き取り（教職員、児童 等）にも最大限に応じ、警察の捜査に協力する。

登下校時の不審者等の事故

【緊急対応項目】	○【児童の動き】	◇【教職員の対応】	●【校長・教頭の対応】
保護・情報収集	○学校に来てすぐ 教師に不審者に 遭遇した状況を 話す。	◇不審者・変質者に遭遇した児童から 学校の別室で状況を聞く。 ◇複数の教職員が現場へ出向き、被害 場所の状況把握。不審者・変質者の 有無を調べ・安全を確認する。	
警察対応	○警察署の人に、状 況を詳しく話す。	◇来校した警察署の人に、児童から聴 き取った状況を説明する。	●地元交番・警察署へ 連絡する。 ●被害現場周辺の巡回 パトロール等を依頼 する。
保護者対応	○家庭で、事故の状 況を教師に話す。	◇登校中の事故の場合は、担任が保護 者に事故の概要を伝え、学校に来て いただく。 ◇下校途中での事故の場合は、担任が 家庭訪問をして状況を聴き取り、被 害児童の心のケアを図る。	
関係機関報告			●市教委に事故の概要 を報告し、助言を受 ける。
			●校長会長・支会長へ 事故の概要を報告。 (全市又は支会各学 校に校長会から防犯 速報を送信)
家庭地域連絡	○登下校中、「自分 の身を自分で守 る」方策につい て、確認と訓練を する。	◇担任・部活顧問が登下校における不 審者事故防止について、児童に発達 段階に応じて具体的に指導する。万 一の場合の対応訓練を行う	●職員に、事故の概要 を説明し、教室での 児童への指導を指示 する。
	○家庭で、学校から の通知を基に親 と話し合う。		●家庭及び地域の防犯 関係者に不審者等の 出没情報・未然防止 についての情報を発 信する。

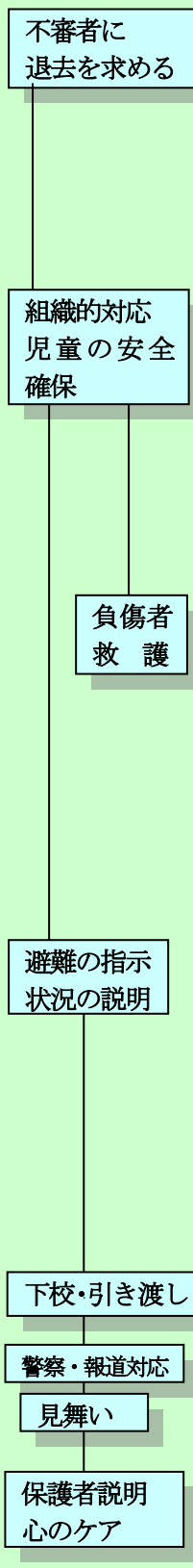
- 【留意点】
- ① PTA校外指導部と連携を取り、『安心の家』の依頼をしていく。
 - ② 登下校時、不審者事等に会った場合の具体的な対応策について実践できるよう指導する。
下校後に子どもから話を聞いた保護者には、警察と学校に連絡をしてもらうよう、年度初め
をお願いしておく。
 - ③ 直ちに近くの学校、学区の家庭・地域に不審者出没情報を発信し、再発防止に努める。
 - ④ 不審者が出た情報を駐在所にも入れ、その後の対応についての示唆をもらったり、パト
ロールを依頼したりする。

◎「誘拐・わいせつ犯罪・不審者による声がけ・暴行・恐喝等」から、児童生徒が自分の身を自分で守る実践力をつける場面指導例

	場面例	対応策
Q1	「公園で遊んでいて、みんなが帰ろうと言ったら、どうしますか」等 「公園で遊んでいてトイレに行きたいとき、どうしますか」等	・暗くなる前に、みんなと一緒に帰る。 ・トイレに行くときは、友達についてきてもらう。 ※単独行動は危険 ※複数いれば、万一の場合に周囲の大人に事件を知らせることができ、早めに救助できる。
Q2	「放課後や休日、友達に会いに外へ出かけます。出かける前に何をしますか」等	・家の人に話してから出かける。(誰と、どこへ、何をするために、何時に帰る など) ※「黙って出かけないこと」が約束
Q3	「家に帰宅するとき、玄関で大人の人近づいてきたり、集合住宅のエレベーターで知らない人と2人になったりしたとき、どうしますか」等	・家には入らず、人がいる方へ走っていき、知っている大人の人に話す。 ・ボタンを押せる位置、壁を背にして立ち、すぐ近くの階で降り、階下へ行き、大人の人に話す。 ・万一追いかけてきたら、大声を出して助けを求めたり防犯ブザーを鳴らしたりする。 ・まず、エレベーターには乗らない。
Q4	「学校や塾等の帰りに、知っている人に(車の中から)声をかけられたら、どうしますか」等	・話はするが、車には乗らない。 ・「家の人に確認してから」と答える。
Q5	「学校や塾等の帰りに、知らない人に車の中から声をかけられたら、どうしますか」等 ★声がけ事例「ほしい物を買ってあげる」「お父さん・お母さんが交通事故で入院したから車に乗って一緒に行こう」「〇〇さん、一緒に行って△△のお店を教えて」等	・車から離れる(車から両手を上げた幅以上には近づかない) ・車の中に入れられそうになったら大声で助けを求める。防犯ブザーをならす。 ・車の種類やナンバー、服装などを覚えておき、親に知らせる。
Q6	「学校や塾等の帰りに、知らない人に声をかけられたら、どうしますか」等 ★声がけ事例「迷子の猫を一緒に探して」「〇〇公園を教えて」「楽しいゲームを教えてあげるからついて来て」等	・その人(場所)から離れる。・ついて行かない ・連れていかれそうになったら、大声で助けを求める。・防犯ブザーを鳴らす。 ・近くの家に逃げ込む。(店、民家、「子どもを守る安心の家」等) ・帰宅が暗くなる場合は、夜道を照らす「携帯ライト」を持参するか家族の人に迎えに来てもらう。 ・名前入りのものは、登下校では外から見えないようにする。
Q7	「家に着いて家人がいない時、家に一人である時、知らない人が玄関等に来て「トイレを貸してほしい」と声をかけられたら、どうしますか」等 ★声がけ事例「お家の人はいるの、トイレありますか」「トイレが近くにあるか教えて」「近くにトイレがないので、トイレ貸してください」等	・「トイレを貸すことはできません」と断る。 ・トイレを貸すことを断り、絶対に家に上げない。 ・危険を感じたら、防犯ブザーを鳴らす、近くの家に助けを求める。

学校への不審者侵入事故

【緊急対応項目】



○【児童の動き】

◇【教職員の対応】

●【校長・教頭の対応】

	◇不審者かどうか確認する。 →あいさつ、声がけ、用件を聞く ◇正当な理由がない→退去を求める。 ・複数の職員で対応、管理職に連絡 ・凶器や不審物の有無を確認	●校外に退去した場合でも、不審者の様子によって警察と市教委に連絡する。
○落ち着いて教師の指示を待つ。	◇再侵入・退去拒否・校内侵入した場合は、応援を求め、複数で組織的に対応する。 ◇事務室から緊急放送を入れる。「○○出入り口にお客様が見えています。対応をお願いします」 【児童の安全を確保する】 ◇児童は教室内で待機させ、バリケードを作らせる。 ◇児童に近づけないようにし、警察が来るまでの時間を稼ぐ。 ◇さすまた等で防御・移動阻止する。	●警察に緊急連絡。 【110番通報】 ●緊急体制の指示。 (各校の緊急体制図参照) ●対策本部を設置する。 ●教頭は、携帯電話を持って不審者のもとへ行く。 ●対応を判断する。
	◇傷害事件が発生した場合は、被害児童の救出と応急措置（負傷者の状態に応じて速やかに止血・心肺蘇生などの応急手当）とともに、救急車を要請する。【119番通報】 ◇学年、氏名、負傷の程度を記録する。 ◇他の児童の安全を確保する。 ◇救急車には必ず職員が同乗する。 ◇被害児童の保護者に連絡し、病院名を伝える。	●警察へ連絡・救急車を手配する。 ●市教委に報告。指示を受けるとともに、応援要請する。 ●負傷児童の保護者への連絡指示。
○指示に従い、安全な場所に緊急避難する。	【避難指示の例】「これから緊急集会を開きます。全員○○に集合してください。なお、◆年生は、△△室前の階段を使用してください。」 ◇安全な場所への避難誘導 →人員点呼、負傷者の有無の確認 ◇逃げ遅れた児童または所在不明の児童の捜索および保護。	●緊急校内放送で、児童の避難・安全確保を指示する。
○状況説明を受ける。	◇緊急集会などで状況を説明する。 ◇心のケアが必要な児童の把握	●児童に状況を説明し落ち着かせる。
○集団下校または保護者と帰宅	◇集団下校を引率する。 ◇状況に応じて保護者に引き渡す。	●帰宅方法の検討指示 ●PTA役員に連絡。
		●警察・報道機関については、窓口を一本化して対応する。
	◇被害児童を病院・家庭訪問をして見舞う。	●病院・家庭訪問をして見舞い状況把握。
	◇連絡網等で保護者に連絡する。 ◇心のケアが必要な児童への対応	●事件概要、今後の安全確保について説明 ●市教委と連携し対応

- 【留意点】
- ① 日常的に児童用と職員用昇降口は閉めておく。来訪者向け案内を職員玄関に掲示し、入り口を1か所にする。
 - ② 保護者には年度初めに名札を配り、来校時にはその名札の着用を依頼していく。業者には事務室前に設置した名札を付け、来校者名簿に記入してもらうよう依頼する。
 - ③ 教職員は首から下げる名札に笛を付け、万が一の際にはすぐに知らせられるようにする。授業中は、校長や教頭が授業を参観しながら校内巡視をする。

学校侵入盗難事故

【緊急対応項目】	○【児童の動き】	◇【教職員の対応】	●【校長・教頭の対応】
盗難発見		◇第一発見者は、直ちに状況を管理職に報告する。(侵入箇所・靴跡・被害状況) ◇現場保存。児童を近づけない。	●発見者より、現場で状況を把握する。
被害状況把握	○自分の持ち物等でなくなった物があつたら教師に申し出る。	◇教職員・児童に現金・備品・私物等の盗難に遭っていないか聴き取り、被害状況を集約する。 ◇児童には噂等を流さないよう指導する。	●被害状況の報告を受ける。
警察対応		◇盗難の事実の確認に、関係教職員は立ち会う。 ◇事実関係については、警察に任せる。	●警察に連絡し、現場検証に立ち会い、記録する。
市教委報告			●市教委へ第一報を入れ、指示を受ける。
報道関係対応			●窓口一本化で、管理職が対応する。
職員へ説明		◇臨時職員会で、盗難の事実について説明を受ける。現金・備品・私物の管理の徹底を確認する。 ◇児童への説明の仕方を確認する。	●教職員全体に、事実を説明し、未然防止について指示する。 ●児童への説明について指示する。
児童へ説明	○教師より事実と注意事項を聞く。	◇事実の概要を説明する。 憶測で他言しないように指導する。	
保護者に説明		◇事実の説明を文章にして、児童を通じて家庭に配布する。	●家庭連絡の決定。 ●家庭通知を作成する。

【留意点】①人権に配慮しながら、被害状況を聴き取りまとめる。

②警察の現場検証には、管理職が必ず立ち会い、記録する。

③発見者は、現場保存を厳守する。

現金等は校内には絶対に置いておかない。やむを得ない場合は耐火金庫等鍵のかかる所へ。

○ 個人情報等に関わる資料等の保管にも細心の注意をはかる。

○ 校内外の学校施設の施錠の徹底。管理職は、最終居残り者の確認を行う。

○ 各教室、職員室等の整理整頓に心がけ、異常の有無がすぐに分かるようにしておきたい。

Jアラート発令時における対応

Jアラート発令＝(例) ミサイル発射。●●からミサイルが発射された模様です。建物の中、または地下に避難してください

【初期対応】

・避難指示

【屋外にいる場合】

- 近くの建物の中や地下に避難できるよう、児童を避難誘導する。
- 近くに避難できる建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るよう、児童に指示を出す。
- 落ち着いて行動できるように、児童に声をかける。

【屋内にいる場合】

- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。
- 床に伏せて頭部を守るよう、児童に指示を出す。
- 落ち着いて行動できるように、児童に声をかける。

・情報収集

- 追加情報がないか確認しながら、避難状況を見守る。

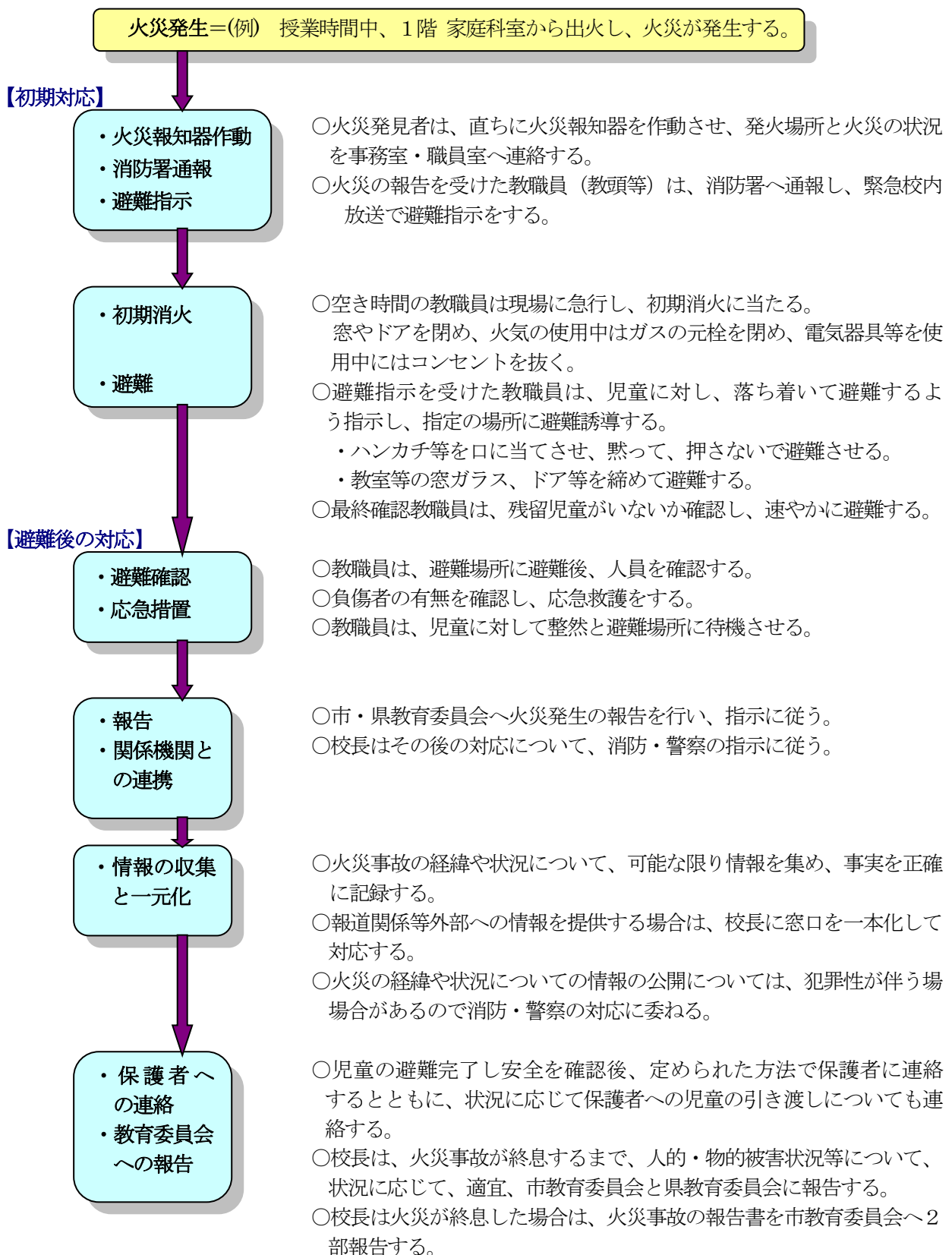
【通過・落下後の対応】

・情報確認

- テレビやラジオ、インターネットなどで情報を集め、ミサイルが日本上空を通過したり、日本の領海外の海域に落下したりしたことを確認したら、避難状況を解く。
- 不審なものを発見した場合は、決して近寄らず、直ちに警察や消防に連絡をする。

- 【留意点】① 校外学習に出た時に情報収集の手段を確保するために、携帯電話を携行する。また、下見の段階で、事案が発生した時の避難について、事前に確認しておく。
- ② 登下校中のように、児童のみで行動せざるを得ない状況でも、その時入手した情報に基づき児童自らの判断で適切に避難できるよう、事前に指導しておく。

火災発生時における対応



「いじめ」問題への対応

◎学校は「いじめの事実」を把握し、「いじめられている児童」の立場にたち、全力でその児童を守り、組織的に問題の解決を図る。

- ・被害児童からの事実確認と
- ・保護者への対応

○管理職や関係教職員でこれまでの経過を共通理解し、家庭訪問を行う際の配慮すべき点を確認する。家庭訪問には教頭・学年主任等が担任に同行するなど、複数で対応する。

【児童】

- ・保護者の了解を得た上で事実確認をする。児童の思いや願いをしっかりと聴きながら可能な限り詳細に聴く。児童の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけてじっくり聴きながら、「どの事実がいじめにあたるか」確認をする。

【保護者】

- ・保護者の思いをしっかりと聴き、これまでの指導で不十分な点があれば誠意をもって謝罪をする。
 - ・児童と保護者に、安心して学校生活ができるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡をとり合う中で説明することを伝える。
- 管理職と関係教職員で、家庭訪問等で得た情報をもとに課題を明確にするとともに、今後の指導方針・指導内容・役割分担を決める。
- ※「いじめ対策委員会」で体制を整え、組織的に対応する。

- ・対応方針の決定及び役割分担

- ・被害児童、周囲及び加害児童からの事実確認

- ・5W1Hに基づき正確に事実を把握する。その際は児童の人権やプライバシーに配慮するとともに、思いこみや憶測が入らないように慎重に行う。
 - ・いじめた児童から聴き取る際には、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。
 - ・担任、学年主任、教頭等の複数同席の家庭訪問等により、児童に確認した「いじめの事実」に基づき、行った行為やその行為を受けた児童の心情を伝える。そして、行為の重大性に気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法等について共に考えながら指導する。
 - ・保護者に、いじめの解決を通して児童のよりよい成長を促したいという教師の願いを伝え協力を求める。
 - ・保護者が孤立感を感じさせないように配慮し、保護者と共に解決に向けての取り組みを考えながら家庭での子どもへの接し方について助言する。
 - ・いじめられた者のつらさを理解させるとともに、傍観している行為がいじめを助長させていることを理解させいじめを許さない態度を育成する。
 - ・いじめの事実を伝えて指導する場合は必ず本人と保護者の了解を得る。
 - ・保護者の協力が必要な場合は、「学級保護者懇談会」を開く。
- 両保護者出席、開催目的の説明、事実の説明、保護者への協力要請。

- ・いじめた児童、保護者への対応

- ・学級（学年全体）への指導
- ・学級懇談会開催

- ・指導の継続
- ・いじめられた児童生徒の心のケア

- ・担任は双方の児童の保護者に指導経過を報告したり、その後の家庭の様子について情報交換したりするなど継続して児童の成長を見守る。関係した児童の成長を教師間で温かく見守る。
- ・児童に対する継続的なカウンセリングについて配慮する。

いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について

令和5年2月7日付け4文科初第2121号通知「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」では、被害者の生命・心身・財産に重大な被害の恐れがある場合など、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応すること等が示された。

◇ 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携を徹底すること

学校は、いじめが児童の生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれがあることを認識し、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならない。

警察に相談・通報すべき事例

暴行 ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。無理やりズボンを脱がす。

傷害 感情を抑え切れずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切り付けてケガをさせる。

強制わいせつ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・おしりを触る。

恐喝 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げたり、オンラインゲームのアイテムを購入させたりする。

窃盗 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。

器物損壊等 自転車を壊す。服をカッターで切り裂く。

強要 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為、苦痛に感じる行為をさせる。

脅迫 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

名誉棄損 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

自殺関与 同級生に対して「死ね」と言ってそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。

児童ポルノ提供等 同級生に対して、スマホで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るように指示し、自己のスマホに送らせる。同級生の裸の写真・動画を友達に送信して提供したり、SNS上のグループに送信して多数の者に提供したりする。送られてきた児童ポルノの写真・動画をスマホ等に保存している。

リベンジポルノ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公開する。

学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、被害児童や保護者の安心につながる場合もあることから、警察に相談・通報を行う。

また、児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報する。

◇ 被害児童生徒への支援及び加害児童生徒に対する指導・支援の充実

【被害児童に対して】

被害児童に対しては、徹底して守り抜くとの意識のもと、SC、SSWや医療機関とも協力しつつ、被害の拡大や二次的な問題の発生を防ぐとともに、落ち着いて教育を受けられる環境の確保や不登校等の場合における学習面での十分な支援にも留意する。

【加害児童に対して】

加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応する。いじめの背景として、当該児童生徒が様々な背景を有している場合もあり、特別な配慮を必要とする場合には、SC、SSWを活用して適切な支援を実施する。

未然防止

早期発見

早期対応

継続指導

経過観察

授業づくりの工夫

- ・分かる授業 楽しい授業
- ・道徳教育の充実／人権教育の実施
- ・情報モラル教育／SOSの出し方教育

人間関係づくり

- ・互いを受容し、認め合う学級活動
- ・人権旬間等の実施（児童会、生徒会活動・集会）

連携

- ・相談窓口の周知
- ・関係機関との連携
- ・幼保小中連絡会

研修の充実

- ・人権感覚の向上
- ・生徒児童理解
- ・対応スキル研修

「学校いじめ防止基本方針」の策定、公表（HP）／いじめ防止対策組織の設置（常設）

児童生徒の実態把握／相談体制の充実

- ・定期的な「いじめアンケート」の実施
- ・しなりの児童生徒意識アンケートの実施
- ・職員会や学年会等による情報共有
- ・本人、他の児童生徒、保護者の訴え
- ・定期的な教育相談の実施
- ・日常的な児童生徒観察（声がけ、日記等）
- ・SC等や校外相談機関からの情報
- ・地域からの情報提供

いじめと疑われる事案の発見・情報

「校内のいじめ防止対策組織」への報告・連絡・相談

例）担任 → 学年主任・生徒指導主事 → 教頭 → 校長（判断）

開催の指示

対応の指示

「校内のいじめ防止対策組織」による対応

情報収集・状況の把握

- ・児童生徒、保護者等から情報収集
- ・複数の情報から事実関係を確認

支援体制・指導方針の決定

- ・事実関係を確認し情報共有
- ・支援方法の検討、指導方針の確認
- ・役割分担の決定
- ・全教職員へ情報提供

《構成メンバーの例》
校長・教頭・担任
生徒指導・学年主任
養護教諭・SC・SSW 等
情報集約担当を決めるなど、全員が集合しなくても機動的な対応が取れる工夫をしましょう。

児童生徒への支援・指導

いじめられた児童生徒への支援

寄り添い支える体制づくり
徹底的に守り通すこと

いじめた児童生徒への指導

人格を傷つける行為の理解
自らの行為の責任を自覚させる

いじめを見ていた児童生徒への指導

自分事として捉えること
いじめを止める／知らせること

保護者への対応

つながりのある教職員を中心に、すみやかに、関係児童生徒の保護者へ事実関係を伝えとともに、今後の支援・指導について連携を図る。

継続指導

定期的な「支援会議」の実施

SCによるカウンセリング

職員による見守り・フォロー体制の整備・面談等の心のケアなど

経過観察

「解消」とするにあたっては、少なくとも次の2つの要件を満たしていること

- ①「いじめの行為が止んでいること」（少なくとも3ヶ月以上を目安とする）
- ②「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

本人や保護者と面談をするなどして確認をしましょう！

注意

一人で抱え込んでいませんか？

いじめが疑われたり、いじめの訴えがあったりする事案を一人で抱え込むケースがあります。
学年主任、生徒指導主事、教頭へすぐに報告・連絡・相談しましょう！

注意

児童生徒の気持ちに寄り添って

些細に感じられても、児童生徒の辛さや悲しさ、行為の背景にも目を向け、思いに寄り添った支援、指導を行いましょう。

注意

対応記録を確実に取りましょう！

対応記録は、公文書として開示請求の対象となります。
保存期間は5年です。児童生徒にとつたアンケートも、記述の有無を問わず保存しましょう。

指導主事（さつと学援隊）の支援・派遣

- ・管理職、登校支援Oo等との相談実施
- ・いじめ事案や不登校事案への対応指導

いじめ問題等調査員等の派遣

- ・法律、心理、福祉等専門家などの人的支援

学校は市教委へ報告

いじめの重大事態発生

「いじめの重大事態」の定義

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
 - ② いじめにより相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

調査組織の設置

校内のいじめ防止対策組織

※いじめ問題等調査員やさつと学援隊などの人的支援

調査の実施

再発防止策の検討

調査結果の報告書

被害児童生徒・保護者に事実関係の情報提供

※これまで「いじめの重大事態」として扱った事案の例
・軽傷で済んだものの、自殺を企図した事案
・いじめにより転学を余儀なくされた事案
・暴行を受けて骨折した事案/投げ飛ばされ脳震盪になった事案
・わいせつ画像をインターネット上で拡散された事案 等

いじめ調査について

早期対応のポイント(赤ガイド) ※参考: 内外教育「いじめ法の放置から9年(6) 通報からの聞き取りと認定プロセス」小野田正利

「いじめの未然防止、早期対応、重大事態対応等について」における「早期対応」部分を具体化

<ポイント①> いじめ対策委員会で決めておくこと

○誰が聴き取りをする？

- ・複数の教員で聴き取りをする

児童生徒が話しやすい教師と記録係の教師

日ごろから関係のある担任は聴き取り役としては不適

- ・必要に応じてSCやSSWなどの協力を得る
- ・何を聴き取るか検討、共有

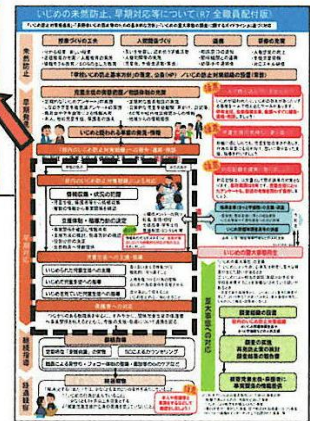
○どの順番で聴き取りをする？

- ・①被害児童生徒 → ②周囲の児童生徒 → ③加害児童生徒

○いつ・どこで聴き取りをする？

- ・人目に付きにくい時間帯や場所で
- ・事案や聴き取り状況によっては、被害児童生徒、周囲の児童生徒、加害児童生徒を事案発生場所に集めてロールプレイをするなどして、事実確認をする。

※子どもへの負担を考慮し、聴き取りは1～2回で終わりにするのが望ましい



<ポイント②> 聴き取りをする際に児童生徒に伝える五つの約束事

- (1): 何があったのか、本当のことを話してください。
- (2): 質問の意味が分からなければ『分からない』と言ってください。
- (3): 質問の答えを知らなければ『知らない』と言ってください。
- (4): 私(面接者)が間違っただけを言ったら『間違ってるよ』と言ってください。
- (5): 私(面接者)は何があったか分かりません。どんなことでも〇〇さんの言葉で、全部話してください。

※参考: 仲真紀子編著「子どもへの司法面接」有斐閣、2016年

<ポイント③> いじめを行ったとされる児童生徒への聴き取り時に注意すること

- ・児童生徒の気持ちに寄り添い、威圧的な聴き取りをしない
- ・誘導や暗示を与えるような聴き取りをしない
- ・いじめを行ったとされる児童生徒の主張にも耳を傾ける
- ・聴き取りの段階では、事案に対する指導や注意をしない
- ・聴き取りの段階では、謝罪の場を設けることは避ける
- ・被害児童生徒や周囲の児童生徒からの聴き取り内容にズレがあっても、無理に合わせようとするしない

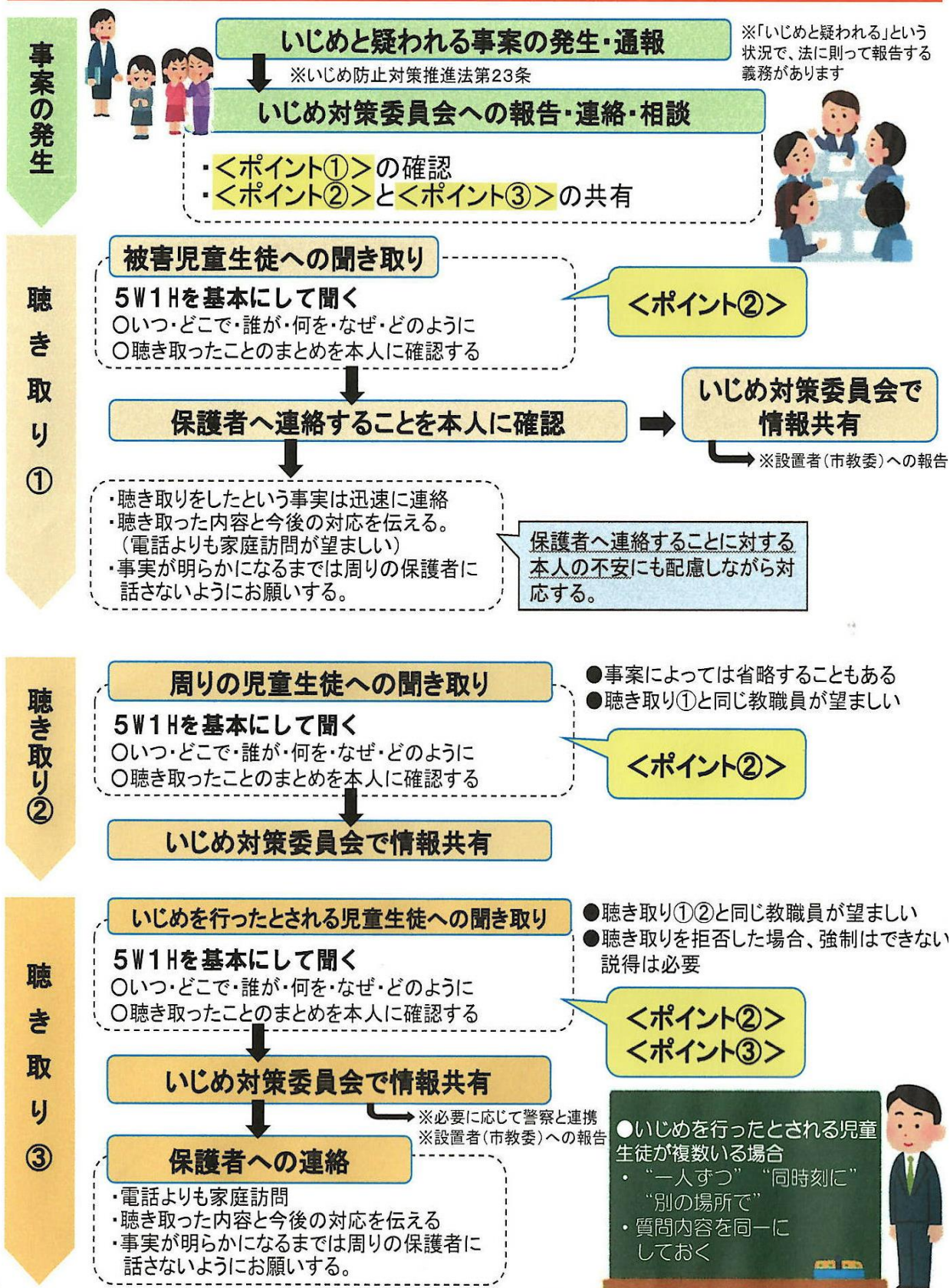
いじめを行ったとされる児童生徒への聞き取りがトランプにつながる可能性
も。聞き取りの際の配慮を丁寧に行ったことが説明できることが重要。

いじめは教師一人が抱え込まずに組織で対応することが重要です。事案が発生したら、まず管理者に報告し、校内に組織されているいじめ対策委員会を開き、上記ポイントを参考にして事実の確認をしてください。その際、きちんと記録を取ることを大切にしましょう。特に「事実」と「委員会としての意見(評価)」は分けて記録を残すことが重要です。

また記録は公文書の扱いで、保存期間は5年です。児童生徒にとつたアンケート等も記載の有無を問わず保存をお願いします。



聴き取りの流れ



・「被害児童生徒とその保護者」への支援 及び 「いじめを行ったとされる児童生徒」への指導・支援と「その保護者」への助言
・必要と思われる「関係者」への報告

自殺予告

【緊急対応項目】

対応決定

校内体制

所在確認

該当児童の特定・支援

緊急集会

○【児童の動き】

◇【教職員の対応】

●【校長・教頭の対応】

	◇関係職員は、管理職と対応を協議する。	●関係教職員と協議し、情報の集約、外部との連絡、他の教職員への連絡等の基本的対応を決定する。
●PTA役員・警察・少年育成センター等にも連絡し、以後の様々な段階で協力が得られるようにしておく。		
	◇管理職より、状況と今後の対応について聞く。 ◇気になる児童について情報交換をする。予告した児童の推定・特定作業を進める。 ◇関係機関からもできるだけ多くの情報を得るように努める。	●緊急職員会議で、状況と今後の対応について説明する。 ●該当児童への支援を図る対応を指示する。 ●情報を基に該当児童の特定作業を進める。
	◇教職員で分担して、全校児童の所在を電話等で確認する。 ◇保護者や児童が不審に思わないよう、確認の仕方に配慮しながら児童の声の調子等に注意する。	●全校児童の所在の確認を指示する。
○該当児童・担任の先生や専門家に悩みを聞いてもらい助言を受ける。	【該当児童が特定された場合】 ◇担任は本人の心情を受容するように接し、保護者と連携を図りながら自殺防止に万全を期す。	●特定された場合の対応を指示する。 ●スクールカウンセラー等の専門家と相談しながら対応する。
○緊急集会で【命の大切さ】について考える。	【特定されない場合】 ◇気になる児童について、悩みを聞き、必要な支援を行う。	●緊急集会で「命の大切さ」「相談の大切さ」を考えさせる。

- 【留意点】① 真剣な訴えかどうか疑わしい場合でも、先入観で決めつけず、ささいなことがきっかけで行動に移すことがあり得ることを考慮し、対応について慎重に対応する。
- ② 自殺を予告する電話の場合には、電話を受けた時点で気持ちをつなぎ止めることが大切である。
- ③ 当日の欠席者や気になる児童の動向を、早急に把握する必要がある。また、関係機関と連携を図りながら対応する。その際、自殺予告者を心理的に追いつめないよう十分配慮する。

家 出

【緊急対応項目】		○【児童の動き】	◇【教職員の対応】	●【校長・教頭の対応】
情報収集 保護者対応 対応方針決定 捜 索 発見後の指導			◇置き手紙の有無や金品の持ち出し、家出時の服装、親戚・友人宅への立ち寄りの可能性等を具体的に保護者に確認する。	●関係職員を招集し、情報収集の方法や今後の対応について指示する。 ●関係機関への対応の窓口の一本化を図る。
			◇犯罪に巻き込まれたり、自殺したりする場合を想定して、保護者に「捜索願」の検討を勧める。	●「捜索願」の検討を保護者に勧めるように指示する。
		○家出をした児童についての情報を教師に話す。 ○家出をした児童について興味本位に話題にしない	◇収集した情報は、管理職に迅速に伝える。 ◇友人から情報を収集する場合は、家出をした保護者の同意を得るとともに、他の児童が動揺しないように慎重に対応する。	●情報を教職員に説明し、捜索の役割分担、連絡先、連絡方法等を決定する。 ●市教委に第一報を入れ、今後の対応を協議する。
			◇捜索は1チーム複数で対応し、状況を定期的に学校に連絡をして指示を受ける。 ◇該当児童のプライバシーの保護に留意する。 ◇担任は保護者と随時連絡をとりあう。	●捜索範囲及び役割分担を再確認する。 ●消防団・PTA等と連携して捜索する。
		○担任の教師に、今話せることは話し、自分の思いを聞いてもらう。	◇家出の原因・背景は複雑で特定しにくい。すぐに事情を話せないこともある。自立への願望等に留意して、非を一方的に責めるのではなく、担任は対話を維持し、立ち直りを支援していく。	●本人の人権に配慮し、立ち直りを支援するように指示する。

- 【留意点】① 自殺・犯罪等に巻き込まれることによる生命の危機や、性の逸脱行動につながることも考えられるので、関係機関と連携して、所在確認・保護を最優先にして対応する。
- ② 家出の原因・背景は本人や家庭の問題だけでなく、他の人物のかかわり等も考えられる。すぐに事情を話せない場合もあり、家出という行為自体を一方的に責めるのではなく、対話を基本としてじっくり指導する。
- ③ 家出を繰り返す児童生徒には、児童相談所など関係機関と連携して対応する。

児童虐待への対応

◎学校、教職員においては、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うことが求められている。
学校や教職員に求められる主な役割は以下のようになる。（児童虐待防止法）

- ①虐待の早期発見に努めること【第5条第1項】
- ②虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること【第6条】
- ③虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと【第5条第2項】
- ④虐待防止のための子供等への教育に努めること【第5条第3項】

児童相談所等への通告や情報提供については、公務員の「守秘義務」の適用範囲ではない。

・児童や保護者の異変や違和感から虐待を疑う

虐待の種類

- ・身体的虐待
- ・性的虐待
- ・ネグレクト
- ・心理的虐待

【虐待を見逃さない 早期発見のポイント】

○教職員が児童の体や心の様子または保護者の様子について「何か変だ」という異変や違和感があったら、「虐待かもしれない」と疑うことが必要である。
主な異変・違和感には次のようなものがある。

児童について	☐ 表情が乏しい ☐ 乱暴な言葉遣い ☐ 顔色を窺う態度 ☐ 過度なスキンシップを求める ☐ 異常な食行動・衣服の汚れ ☐ 低身長や低体重・体重減少 ☐ 親が現れると急にそわそわして多動になる ☐ 説明できない不自然なケガ・繰り返すケガや火傷 など	☐ 触られることを嫌がる ☐ 怯えるような表情をする ☐ 家に帰りがたがらない ☐ 持続的な疲労感・無気力 ☐ 性的に逸脱した言動 ☐ 体育や身体測定時の欠席
保護者や状況について	☐ 感情や態度が変化しやすい ☐ 話しかけても乗ってこない ☐ 人前で子供を厳しく叱る・叩く ☐ 家庭訪問・懇談などのキャンセルが多い ☐ その家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多い など	☐ 表情が硬い ☐ 連絡が取りにくい

○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の「教育相談」や「学校アンケート」、「健康診断」などからも、虐待が判明する場合がある。

- ・相談、報告する
- ・チームで対応する
- ※緊急性が高い場合は通告・通報へ
- ・「具体的な記録」を残す

【チームとしての早期対応／通告までに行うこと】

- 担任一人で虐待に対処するのは困難であるため、虐待と疑われる事案を認知した場合は、一人で抱え込まず、直ちに管理職に相談・報告する。
- 校長は関係者（管理職、担任、養護教諭、生徒指導主事、SC、SSW 等）を集め、チームとして、情報の収集・共有、事実関係の整理を行う。

→緊急性が高いと判断される重大事案（次頁）は、すぐに通告・通報へ

- 外傷がある場合は、養護教諭などが状況を詳細に記録する。
- 時系列順に、該当児童生徒の発言内容等も含めて、具体的に記録する。
- 子どもから聞き取りする場合は以下の点に留意する。
 - ・外傷について「どんなふうになされたの？」のように「はい」や「いいえ」などで答えられない尋ね方が適切である。
 - ・虐待に関する聞き取りは、専門部署で対応する方が望ましい。したがって、学校関係者は踏み込んだ聴取や度重なる質問は避ける。
 - ・児童の発言内容を不用意に保護者に伝えることは避ける。

・相談、通告する

虐待対応担当課

・ こども未来部
子育て家庭福祉課
224-7062

・ 福祉政策課
篠ノ井分室
292-2596

児童相談所

長野県中央児童相談所
238-8010
189 (いちはやく)

夜間・休日

24 時間ホットライン
219-2413

・ 市教育委員会
へ報告する
・ 経過を記録する

・ 通告後
児童相談所等と連
絡を取り合い、状
況を把握する

・ 必要な支援を行う

【通告をためらわない／子どもの安全が優先】

○学校長は、虐待の疑いがある場合もしくは気になる情報を把握した場合、速やかに、虐待対応担当課・児童相談所に相談・通告する。

→特に、以下の重大事案は、すぐに虐待対応担当課・児童相談所に通告する。

重大事案

- ① **明らかな外傷**があり、身体的虐待が疑われる場合
- ② **生命、身体の安全に関わるネグレクト**があると疑われる場合
- ③ **性的虐待**が疑われる場合
- ④ **本人が帰りたいと言った**場合

また、緊急性が高いと考えられる場合は、警察にも通報する。

学校が通告を判断するに当たってのポイント

- ・ 確証がなくても通告すること（誤りがあったとしても責任は問われない）
- ・ 虐待の有無を判断するのは児童相談所などの専門機関であること
- ・ 保護者との関係よりも子どもの安全を優先すること
- ・ 通告は守秘義務違反に該当しないこと

○通告する際は、口頭・もしくは文書で以下の内容を伝える。

- ・ 児童、保護者の 氏名、年齢 等
- ・ 家庭の状況（家族関係、兄弟姉妹 や同居する家族についての情報）
- ・ 外傷や症状（誰から、いつから、頻度、どのような）、本人の説明内容
- ・ 出席状況（欠席の頻度やその長さ、遅刻・早退の状況など）
- ・ 日常的な学校での様子（友人関係、休み時間の様子、身だしなみ、提出物や忘れ物の状況、その他不自然な点など）

○通告（または通報）の内容を、市教育委員会へ連絡する。

○時系列順に、対応経過を記録する。

【児童相談所等への協力・連携／通告後に行うこと】

○児童相談所等の職員からの聞き取りに対し、これまでの記録に基づいて、詳しく状況を伝える。また、「安全確認」「情報収集」等に協力する。特に、「**調査継続**」となった場合は、関係機関と情報交換・連絡調整を行う。

→児童相談所に任せて終わりではなく、該当児童や保護者の様子について、常に連絡を取り合い、状況を把握する。

○児童が「**一時保護**」になった場合

- ・ 通学できない場合は、学習機会の充実のために必要な支援を行う。
（当該施設で相談・指導を受けた日数は指導要録上出席扱いにできる）
- ・ 通学できる場合は、学校内で適切に声がけ等を行う。該当児童は、今後どのような状況に置かれるか不安になったり、心細くなったりしている。そのため、複数の目で丁寧に様子を観察する。また、児童の様子で気になることがあれば児童相談所に報告、連絡、相談する。

○児童が「一時保護」解除後、「**在宅での支援**」になった場合

- ・ 該当児童の支援についてチームで対応する。（担任任せにしない）
- ・ 本人の様子を注意深く見守り、長期欠席など不自然な点があれば速やかに関係機関に相談する。また、保護者との連絡が取れなくなった場合も速やかに児童相談所や虐待対応担当課に相談する。
- ・ 「困ったこと」「悩み」がある場合は、すぐに相談できるように、児童が担任等に自然に話せるような温かな雰囲気と信頼関係を作る。

○児童が「**施設入所**」、「**里親委託**」になった場合

- ・ 児童相談所との連携強化（特に保護者の意に反した措置の場合）
- ・ 当該施設や里親との連携、情報共有
- ・ 転校手続きや進学の際は、学校間で確実に情報共有する。

・虐待を受けた児童
生徒への関わり方

・保護者への対応

※「長野市要保護児
童対策協議会」

事務局：
こども未来部
子育て家庭福祉課
224-7062



該当児童生徒が在籍
する学校の関係者は
要対協の「個別ケース
検討会議」に参加す
る。

◇学校は要対協に、1
ヶ月に1回程度、出
欠情報や生活の様
子を報告する。

◇学校は、該当児童生
徒が「休業日を除
き、引き続き7日以
上欠席」したとき、
速やかに要対協に
報告する。

【学校で安心して過ごせるように】

○虐待を受けた児童は、「自分は価値のない悪い子だ」という間違った自己イメージをもっているため、自己肯定感が著しく低いことが多い。また、「大人は自分をいじめるものだ」という間違った他者イメージをもっているため、大人への不信感や恐怖心を抱いていることも多い。そのため、教職員は、児童の言動の背景をよく理解した上で、受容的に接し、不安や緊張を和らげたりすることが必要となる。次のような支援を継続的に実施していく。

・SC、SSW と連携した心のケア

・自尊感情を育むような、子どもを認め、励ましていく温かい声かけ

・安心感・安全感が感じられる受容的な学校・教室づくり

・周囲に許容されるスキルを身に付ける支援

(感情を思い通りに表現することができないことが多いため)

・社会的な行動のスキルを獲得できるような支援

(自分の行為とそれが引き起こした結果との因果関係を認めることができず、結果として周囲に責任を転嫁してしまうことなどがあるため)

【保護者の問い合わせや要求に対してはチームで対応する】

○通告後は、児童相談所や虐待対応担当課が、調査・援助方針に基づく対応、指導助言等を行う。しかし、一連の過程の中で、保護者が学校に来校し、教職員に何らかの要求や相談をしてくることがある。その場合にも、チームで対応し、保護者の要求や相談内容を共有しておくとともに、児童相談所や虐待対応担当課をはじめ、「**要保護児童対策地域協議会**」※にも情報を共有しておくことが重要である。

ケース① 措置の判断主体を問われたとき

「児童相談所から一時保護の連絡が来た。学校が言い付けたのか。」

→「一時保護は児童相談所の判断であり、学校が決定したものではない。」
と、措置の判断は専門機関の権限や責任で行われたことを明確に伝える。

ケース② 認知するに至った経緯や情報源を問われたとき

「虐待があったと言っているが、情報源はどこか。だれが言ったのか。」

→学校側が「本人がアンケートに書いてきた」「本人が〇〇と言っていた」
などと認知の経緯や情報源を保護者に伝えることはしない。

ケース③ 親権者であることを根拠に、措置の解除を求めてきたとき

「親権は自分にある。子どもを施設から戻せ。」

→「親権」を理由に保護者が威圧的、拒絶的な態度をとる場合でも、学校はひるまず子どもの命を守り抜く姿勢で毅然とした対応をする。

ケース④ 名誉毀損を主張してきたとき

「そんな事実は無いのに、虐待だと言われた。子どもも無いと言っている。これは、名誉棄損だ。」

→児童虐待防止法の趣旨に基づく通告は、仮にそれが誤りであったとしても、基本的に刑事上民事上の責任を問われない。毅然と対応をする。

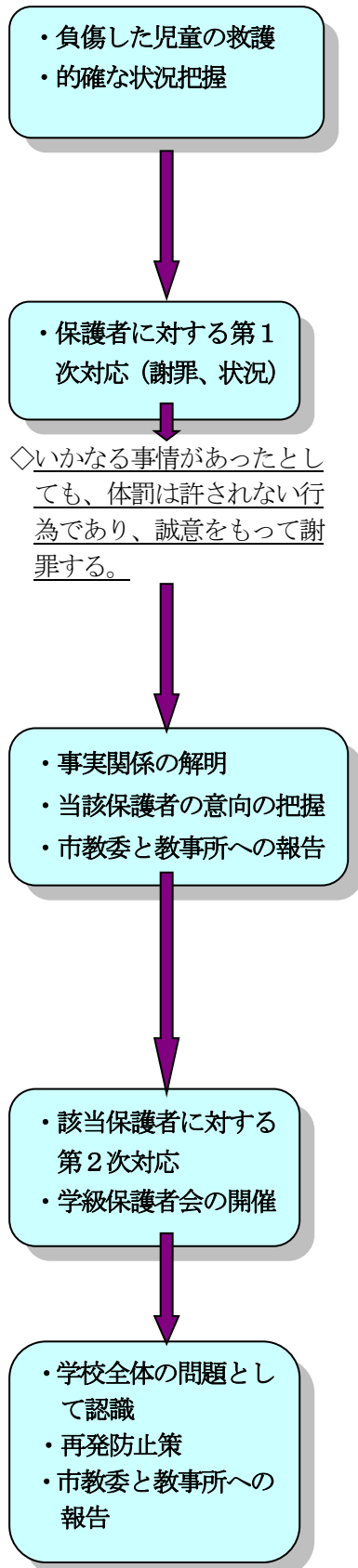
ケース⑤ 通学させないことを主張してきたとき

「こんな対応をする学校は信じられない。もう学校には通わせない。」

→就学義務違反に当たる可能性が高い。校長は、市町村の教育委員会に連絡・相談する。

教職員に係わる事故等の 対応マニュアル

「体罰」への対応



○所定の救急体制に基づき、必要な対応を行う。

保健室での治療・医療機関診察・救急車要請

○関係教職員、児童等から状況を聴き、保護者に対する第一次対応時に事情説明ができるよう、状況把握を正確に行う。

○状況把握をしたら、校長・当該教職員が時間をおかず迅速に家庭訪問し、誠実に謝罪に徹するとともに、負傷に至った状況を説明する。

当該教職員に「体罰は懲戒権の限界を超えているものであり、指導方法としては絶対に許されない」ということを認識させる。

状況を説明する際には、事実に沿って正確に報告する姿勢を保ち、体罰を受けた児童にも非があるような言動は厳に慎む。

○校長のリーダーシップの下、対策委員会（教務会等）で組織的に対応する。

①当該教職員や児童、保護者等から詳しく事情を聴き、体罰の状況や経緯を明らかにする。

②当該保護者の意向や要望（事実・対応の検証・未然防止策・担任の交代等）を正確に把握し、対応を検討する。

③当該教職員に対して必要な指導をする。

○市教育委員会、教育事務所（担当主幹指導主事）に報告する。

○保護者の意向・要望についての学校としての考え・方針を決める。

○報道機関等の動向に配慮する。

○該当保護者に改めて謝罪の心を示すとともに、「詳細な事実関係の説明」、「改善策の提示」等を行う。

○学級保護者会を開き、体罰の事実・謝罪・改善策の提示・（担任の交代の有無）等について説明し理解を得る。

○職員会で報告し、学校教職員全体の問題として認識するとともに体罰根絶のための校内研修会をもつ。

○既存の「体罰未然防止策」を見直し、実効ある防止策を検討・実施する。

○担任交代等がある場合は市教育委員会と教育事務所（担当主幹指導主事）に報告する。

○当該教職員の懲戒処分が検討されるような場合は、市及び県教育委員会の指示によって対応する。

交通違反（飲酒運転・酒気帯び運転等）への対応

教育公務員による飲酒運転・酒気帯び運転は、道路交通法違反に問われるだけでなく、地方公務員法第33条の「信用失墜行為の禁止」に該当する行為であり、刑事罰に加えて、地方公務員法第29条の「懲戒」により懲戒処分を受けることになる。

・該当教職員から状況及び経緯を明らかにする。

○該当教職員から、時間を追って状況等を正確詳細に聴取する。

・複数で話を聞き、一人は記録をとる。

※該当教職員から相談を受けた教職員は校長に速やかに報告するよう助言する。

※学校の教職員全体の問題として捉え、原因等を究明し再発防止への取り組みに生かすためにも状況等を詳細に把握することが重要である。

○必要に応じて、可能な範囲で警察から状況等を聴き取る。

・市教育委員会、北信教育事務所、校長会に報告

○電話で第一報を入れ、その後「学校事故速報カード」で、市教育委員会と北信教育事務所（担当主幹指導主事）に報告し、指導・助言を受ける。

・該当教職員への指導

○「教育公務員への信用を失墜させる行為であり、誠に遺憾である」ことを認識させる。

○「顛末書」を書くことになった場合には、該当教職員に指導する。

・市教委、北信教育事務所に連絡、「報告書」の提出

○該当教職員の処分にかかわる対応は、県教育委員会・市教育委員会の指示・指導を受けて行う。

○「学校事故報告書」を市教育委員会・北信教育事務所に提出する。

・保護者に説明する

○本会PTA三役、学年・学級保護者等に謝罪し、事案の事実、再発防止策について学校として説明をする。

・再発防止の取り組み

○職員会で事実関係と事の重大さを共有化し、教職員全体の問題として認識し、飲酒運転根絶を誓う。

○飲酒運転・酒気帯び運転の根絶に向けて、校内委員会で実効ある防止策を策定し、再発防止に万全を期す。

交通違反（速度超過等）への対応

車両を運転しての大幅な速度超過は安全運転を損ない交通事故を起こす危険性が非常に高くなる。大幅な速度超過は道路交通法違反に問われ、罰金・運転免許停止に処されるとともに、県教育委員会及び市教育委員会の指針により懲戒処分及び指導上の措置を受けることになる。

教育公務員として、児童生徒に遵法の範を示す立場にあることを自覚し、車両を運転する時は指定速度を遵守しなければならない。

・該当教職員から状況及び経緯を明らかにする。

- 該当教職員から、警察官に検挙された状況等を正確詳細に聴取する。
 - ・複数で話を聞き、一人は記録をとる。検挙された際に渡された「告知票・免許証保管証」のコピーを本教職員より入手する。

※大幅な速度超過（一般道路では30km/h以上、高速道路では40km/h以上速度超過）した場合は、校長に報告するよう年度当初に教職員に伝えておく。

・市教育委員会、北信教育事務所に報告

- 電話で第一報を入れ、その後「学校事故速報カード」で、市教育委員会・北信教育事務所（担当主幹教育支援指導主事）に報告する。速報カードに「告知票・免許証保管証」（写し）を添付する。

・該当教職員への指導

- 教育公務員として、児童に遵法の範を示す立場にある教育公務員としてあってはならない行為であり社会的責任は重いこと。今後、時間に余裕をもって運転し、同じことをおこさないよう注意する。

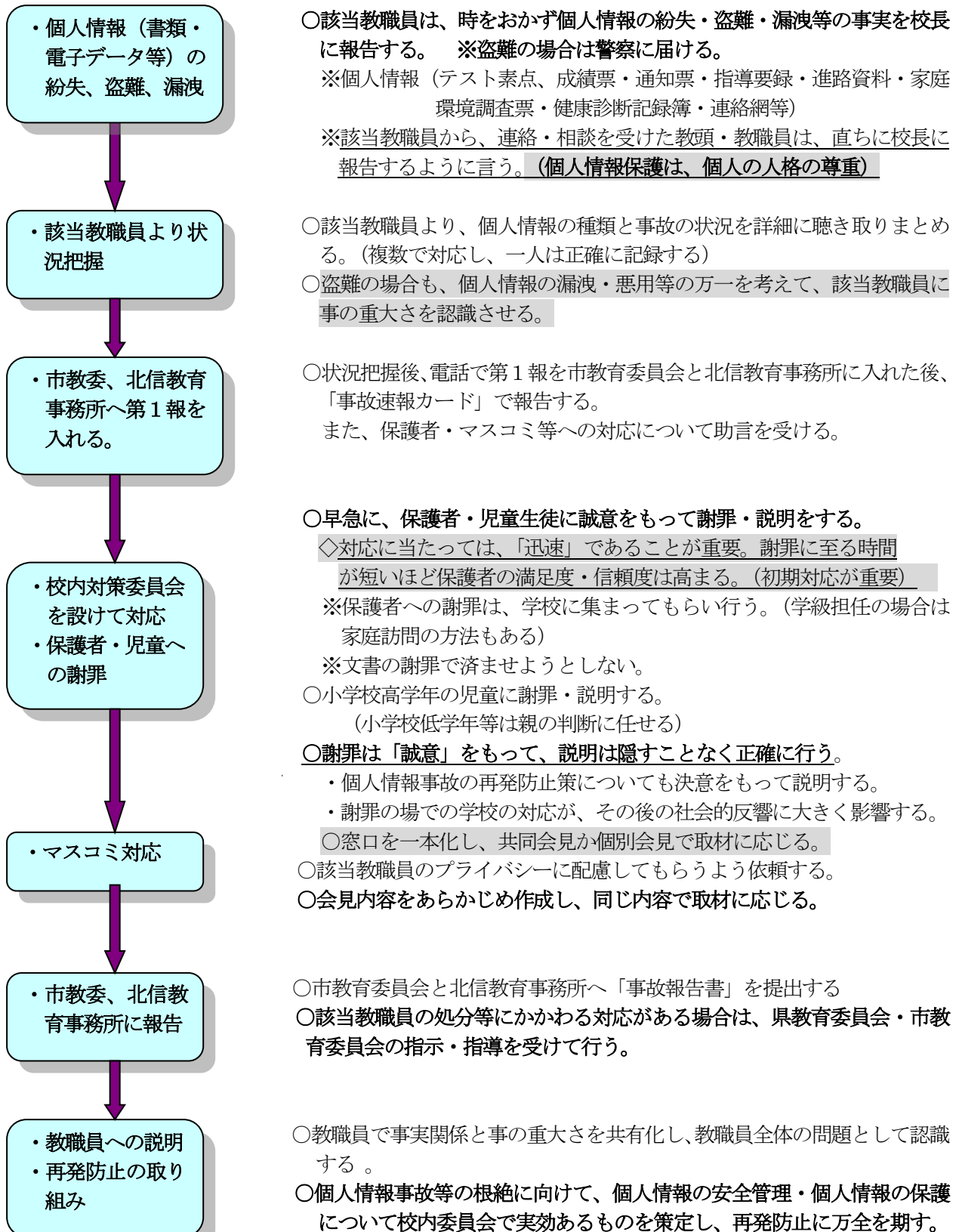
・市教委、北信教事と連絡、「報告書」の提出

- 該当教職員の処分・指導上の措置にかかわる対応は、県教育委員会・市教育委員会の指示・指導を受けて行う。
- 「学校事故報告書」を市教育委員会・北信教育事務所に提出する。報告書に「告知票・免許証保管証」（写し）・簡易裁判所の「略式命令」（写し）を添付する。

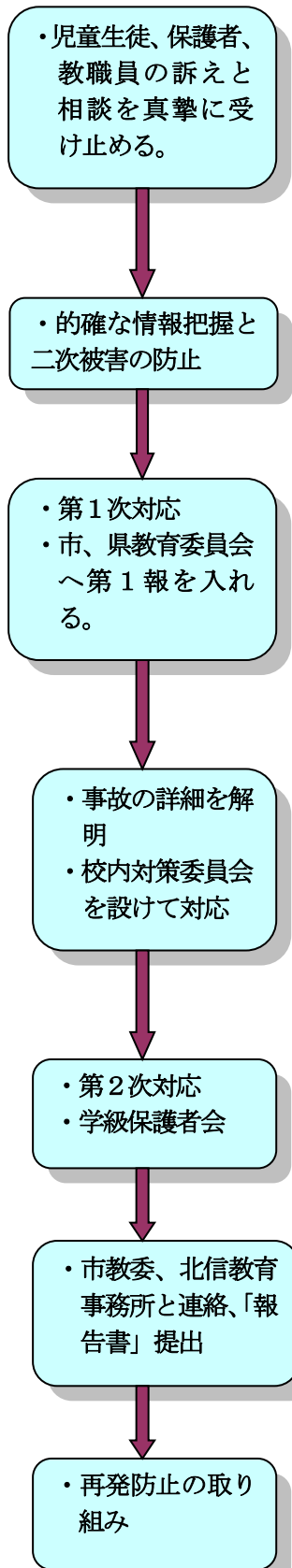
・再発防止の取り組み

- 職員朝会・職員会等で、車両を運転する際の速度超過防止について、校長から指示し、再発防止に万全を期す。

個人情報に係わる事故への対応



性暴力等への対応



○訴え・相談を真摯に共感的に受け止める。

○訴え・相談の内容・主張を正確に記録し、必要な情報の収集に努める。
(できるだけ複数で話を聞き、一人は記録をとる。)

※訴えや相談は管理職だけでなく、全ての教職員が受け付ける場合があるので、初期対応のあり方について教職員の共通理解を図っておくことが必要である。訴え・相談を受けた教職員は校長に速やかに報告する。

○該当教職員から事情を聴取し、保護者に対する第1次対応時に事情説明ができるように状況把握をする。

○保護者の意向を正確に把握する。

○被害教職員等の事情聴取は同性の教職員が同席し複数で行う。

○管理職及び該当教職員は素早く家庭訪問し、誠意をもって謝罪する。

◇対応に当たっては、「迅速」であることが重要。謝罪に至る時間が短いほど保護者の満足度は高まる。(初期対応が重要)

○加害教職員から被害教職員に謝罪する場をもつ。

○市教育委員会・北信教育事務所に「事故速報カード」で報告する。

○児童生徒・保護者・教職員等の心のケアに親身になって対応する。
スクールカウンセラーの手配、心療内科の受診の勧め

○当該の教職員からセクハラ等の状況、経緯を詳細に明らかにする。

○該当教職員に、事の重大さ、責任の重さを受け止めさせる指導をする。

○保護者・学級保護者会の担任交代等の要求については、保護者の動向を慎重に見極め、市教育委員会とも相談して方向を決め出す。

◇可能な範囲の情報提供、校長・関係職員の家庭訪問等の誠実な対応が「誠意」として伝わる。

○改めて、保護者に謝意を示すとともに、事実関係と再発防止策の説明をする。

○校長は該当教職員と連絡を取り、該当教職員が自らの判断で動くことがないよう指導しておく。

○該当教職員の職務(担任等)を、校内で替える場合は、保護者、該当教職員に説明し、理解と納得を得るようにする。

○該当教職員の処分にかかわる対応は、県教育委員会・市教育委員会の指示・指導を受けて行う。

○教職員で事実関係・事の重大さを共有化し、教職員全体の問題として認識する。

○セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の根絶に向けて、校内委員会で実効ある防止策を策定し、再発防止に万全を期す。

セクシャル・ハラスメントの未然防止と対応のポイント

1 セクシャル・ハラスメント等の未然防止のポイント及び留意点

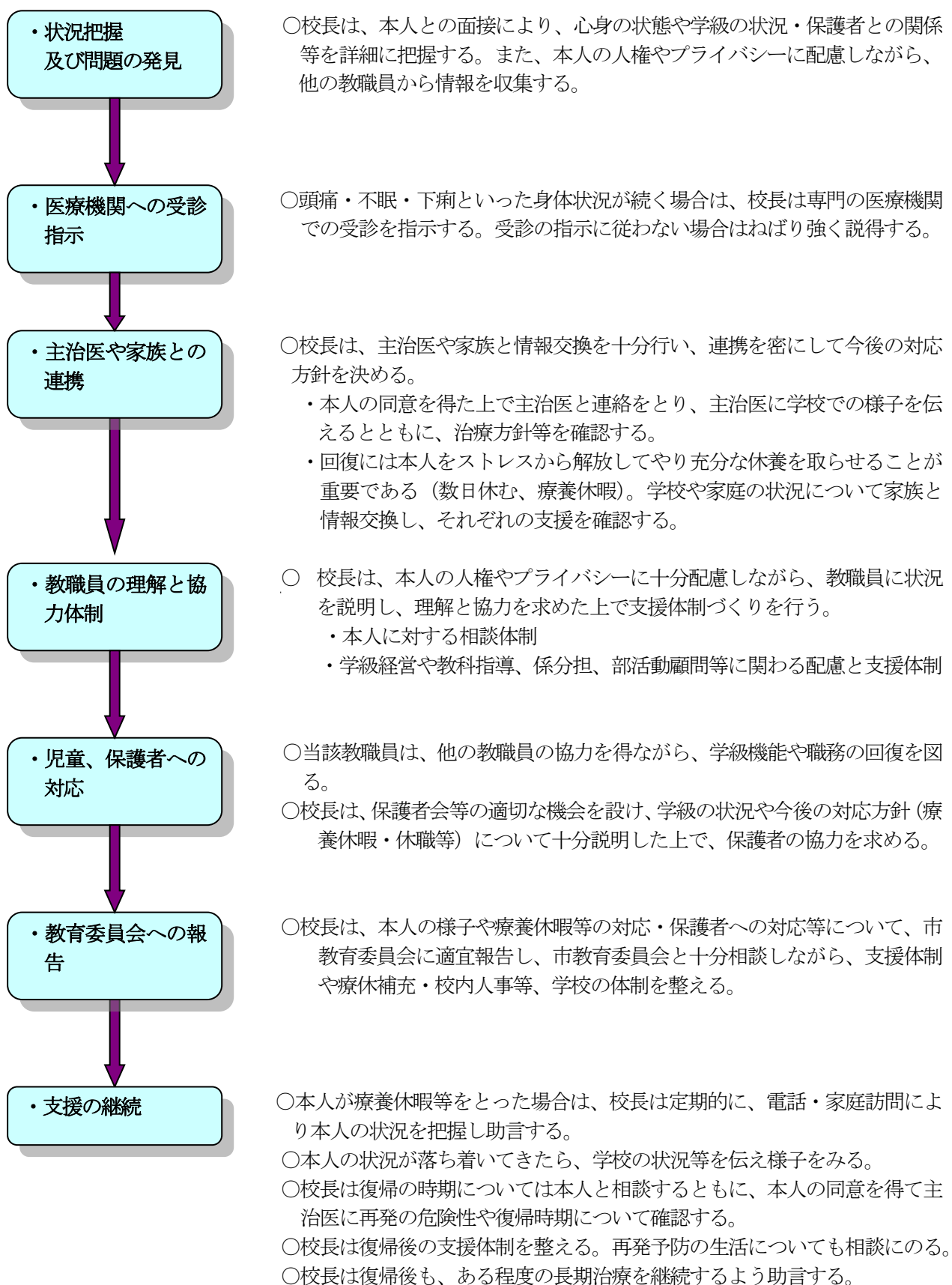
◎ わいせつ行為・セクハラ・パワハラは基本的人権に係わる重大な問題であり、被害者（児童・教職員・保護者）にとっては心の傷となって長く残るばかりでなく、加害者である教職員の資質が厳しく問われると同時に、教育公務員全体の信用を失墜させることを強く認識する必要がある。特に教職員による児童生徒へのセクハラ・パワハラ等は、大人と子ども、指導をする者と指導を受ける者という関係において、児童生徒・同僚にとって逃げ場のないものであるという認識を全教職員がもっていなければならない。

- (1) 教職員一人ひとりが常に鋭い人権感覚をもち、児童・生徒の人格を真に尊重する教職員のみが教壇に立てることの自覚をもつ。
- (2) 同僚を職場の大切なパートナーとの認識の下、お互いの人格を尊重し合う環境づくりに努める。
- (3) 児童・教職員が気軽に意思表示や相談できるセクハラ等の相談窓口の設置と利用を勧める。
- (4) 教職員が身近な言動を見直し、同僚の言動について指摘し合えるような雰囲気や人間関係を醸成する。（しない、させない、見逃さない、という職場環境づくり）
- (5) 「個人を不愉快にさせる性的な言動」に対し、教職員としてふさわしい判断基準を身につける。
- (6) 児童への指導は、一人で行わず複数で行う。
- (7) 宿泊を伴う行事での見回りは複数で行う。夜間の児童の見回りは同姓の教職員で担当する。
- (8) わいせつ行為、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止についての校内研修を学期当初に実施する。（自校作成資料、県・市教育委員会の通知・資料、自校の相談窓口確認等）

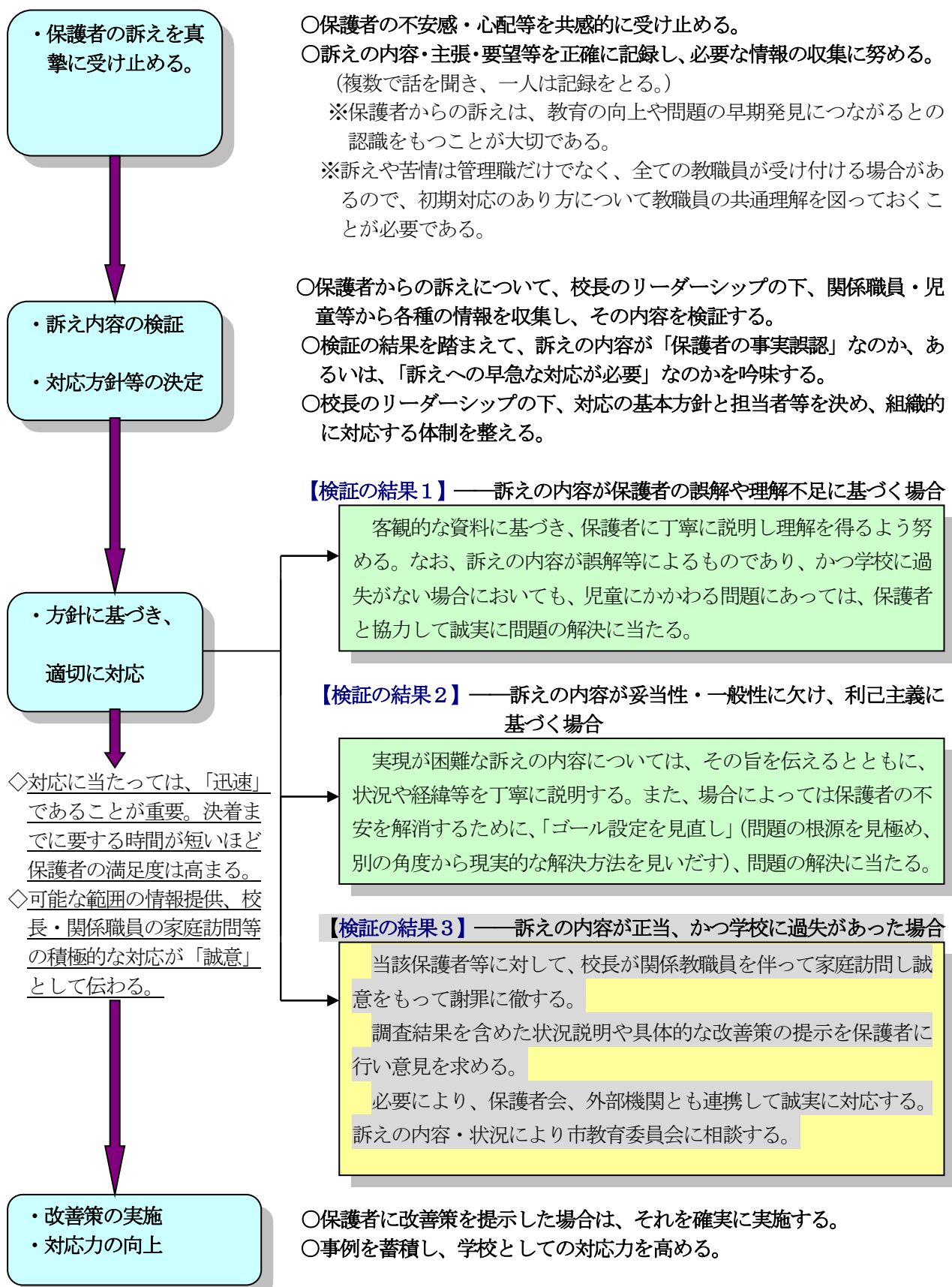
2 セクシャル・ハラスメント等の緊急対応のポイント

- (1) 被害を受けた児童の保護者の家庭を校長・該当教職員が早急に訪問し、誠意をもって十分なる謝罪を行う。保護者の怒り・心配・要望を真摯に聞き受け止める。
- (2) 事情聴取はプライバシーに配慮し複数で行う。また、第三者（同僚等）からの情報収集は慎重にする。当事者双方同席の事情聴取は避ける。
- (3) 被害を受けた児童・教職員等の心のケアを第一として早急に対応する。（セクシャル・ハラスメント等があると、被害者は人間不信や加害者の同性に対して恐怖反応を示すようになる場合がある。）
- (4) 該当教職員に事情聴取をした後、事実を保護者に誠実に説明するとともに防止策を提示する。
- (5) 加害意識を感じていない教職員には、事情聴取とともに事案の重大さを認識させる厳しい指導をする。
- (6) 学校職員全体の問題として認識し、校内対策委員会（教務会等）で緊急対応するとともに、再発防止に向けて、教職員の意識向上・相談窓口の確認等の取り組みを行う。
- (7) 学校・市教育委員会・教育事務所の三者間の連携を図り、事案の解決が長引かないように対応する。解決までの期間は、通常は1ヶ月以内、遅くとも3ヶ月以内とする。
- (8) セクシャル・ハラスメント等の内容によっては、早期に弁護士等専門家に相談する。

教職員の精神性疾患への対応



保護者からの訴え等への対応



「不登校」に関する訴えへの対応

(例) 保護者の訴え＝A男は不登校が断続的に続いていた。A男の母親が学校の対応に不満をもち、教頭先生に「担任の先生は、連絡や家庭訪問をしてくれない。学校は不登校の子どものことを考えてくれないのか」と抗議した。その後、市教育委員会・子ども支援課・教育事務所等に「学校は不登校の子どもに何もしてくれない」と訴えた。

・情報収集及び事実確認

- 教育委員会等からの連絡を受けて、校長は関係の教師を招集し、これまでの支援の経過や本児童の状況等の情報収集を行うとともに、保護者の訴えの内容が事実であるかどうかを確認する。
- 校長は、収集した情報及び保護者の意向を踏まえ今後の対応について方針を決める。
- 家庭訪問を基本としながら、保護者と話し合う場を設定する。

・児童、保護者への支援

- 家庭訪問は複数の教師で行う（担任と学年主任・不登校対応主任等）。
 - ・保護者の訴えには学校からの支援への期待があると理解し、保護者の気持ちをしっかりと受け止め、誠意ある対応をする。
 - ・児童に会うことができた場合は、児童の思いや願いをしっかりと受け止めながら聞く。
 - ・保護者（児童）の気持ちや願いを踏まえた上で、今後、継続して支援していくことを伝える。

・本児童への支援の方針の決定

- 家庭訪問等で得た情報を踏まえ、今後の具体的な支援策を決定する。
 - ・必要により相談機関等の助言を参考にする。
 - ・市教育委員会に経過報告をする。

・支援の継続 ・保護者との連絡 ・教育委員会への経過報告

- 児童と関係のよい教師（担任、教科担任等）が家庭訪問をしたり、保護者との相談を教育相談係が担当したりするなど、役割を分担して取り組む。
- 担任が抱え込まない支援体制をつくる。学年会・不登校対策委員会等で児童・保護者の状況や支援内容について継続的に協議して支援していく。
- 児童の支援について、教師だけで対応することが困難と思われる場合は、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・子どもと親の相談員・市教育センター学校訪問担当指導主事等と連携を図り、助言を得たり共に家庭訪問したりすることなどにより支援を続ける。
- 保護者に相談機関や不登校親の会・中間教室等を紹介する場合は、「学校から見放される」という不安や不信感を与えないように配慮する。
 - ・教師も相談機関や親の会等で共に学ぶ姿勢を伝え、場合によっては教師も共に行くなどの提案をすることも考えられる。

不登校児童・保護者への支援のポイント

1 家庭訪問による不登校児童や保護者への支援

(1) 教師の姿勢

- ① 児童の状況・思いを理解する、保護者との信頼関係をつくる等、目的を明確にして家庭訪問をする。
- ② 児童や保護者と一緒に過ごす時間を持ち、共に考え歩む姿勢をもち続ける。
- ③ 保護者の思いを大切にし、誠実に関わり続ける。

(2) 支援の方法

【児童】

- ① 児童の得意なこと、興味をもっていること、教師の特技等を人間関係づくりのきっかけとする。
- ② 身体を動かす機会を多くしたり、生活のリズムを取り戻すようにしたりするなど、できそうな目標を一緒に考える。

【保護者】

- ① 児童の言動が理解できず、困惑している保護者の立場にたって、気持ちを受け止める。
- ② 少しでも変化が見られたら、それを肯定的に認めていくよう支援する。

(3) 留意点

- ① 児童が会いたがらない時は、無理に会おうとしない。保護者に会えそうな素振りが見られたら、いつでも連絡してもらうように伝えておく。
- ② 教師や相談者・相談機関等と共に家庭訪問で行った支援や、保護者から聴き取った訪問後の児童の様子について協議し、児童に変化が生じた場合は、その変化に合わせた支援の方法や家庭訪問の回数を変更するなど、柔軟な対応をする。また、行った支援については記録をとっておく。
- ③ **家庭訪問で、児童や保護者に不信感を与えやすい対応（例）**

- ① 思いつきや、一貫性のない対応を繰り返す。
- ② 複数の級友を連れて、突然家庭訪問をする。
- ③ 約束した時刻に遅れたり、時間を延長したりする。
- ④ 定期的に届けられていた予定表や連絡物が、届かなかったり遅れたりする。
- ⑤ 全校行事・学年行事・卒業写真撮影等への参加について、直前になって連絡が来る。

2 不登校児童の保護者との連携

保護者の不安な心情を理解し、保護者の立場に立って共感的にかかわり、不安を和らげる。

また、学校生活や中学進学・中学卒業後の進路、相談機関に関する情報、不登校親の会の情報等、必要な情報を適時に伝える。

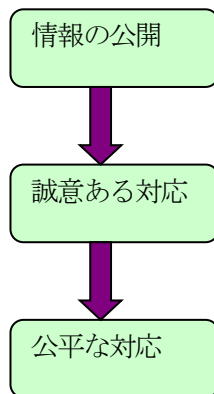
3 関係機関との連携

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・市教育センター学校訪問担当指導主事等を交えて事例研究会等を実施することにより、児童の心の状況を踏まえた支援のあり方について理解を深めるなど、積極的な連携を図る。

また、適応指導教室（中間教室）に児童が通室している場合は、学校・適応指導員・保護者が、児童への支援について共通理解を図り、自立に向けた取り組みを行う。

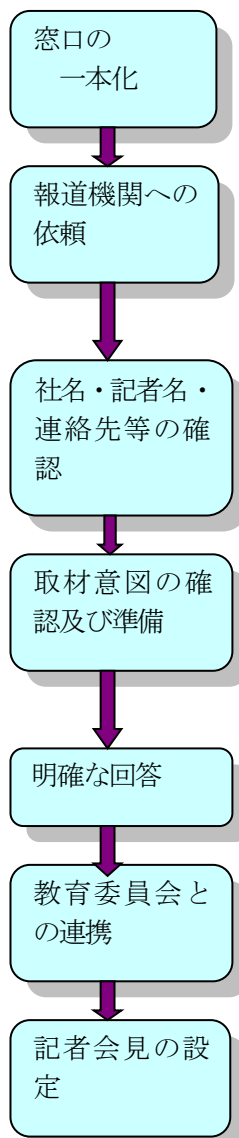
報道機関への対応

1 対応の基本姿勢



- ・個人情報や人権に最大限に配慮しながら、事故・事件についての事実を公開していく姿勢で対応し、事実を隠しているのではないかなどの誤解が生じないようにする。
- ・報道を通じて、事故・事件の概要だけでなく、学校の対応状況や今後の方針を広く保護者や地域の人々に説明できるために、学校と報道機関が協力的なものになるよう、誠意をもって対応する。
- ・報道機関に情報を提供する場合、どの機関に対しても公平に情報を提供する。

2 対応のポイント

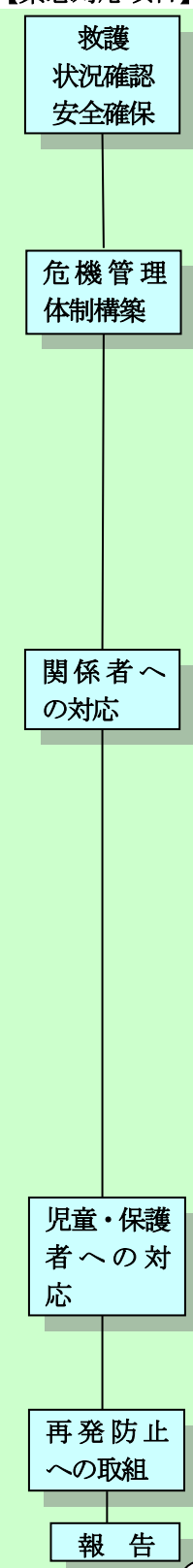


- ・取材要請があった場合、対応は校長が窓口となる。
- ・多くの取材が予想される場合、児童生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、取材に対しての依頼を文書等により行う。【依頼内容(例)】 校内の立ち入りに関して、取材場所・取材時間に関して、児童や教職員への取材に関して等。
- ・取材要請があった場合、後に連絡が必要となることがあるので、必ず社名・記者名・連絡先等を確認しておく。
- ・あらかじめ取材意図を確認し、予想質問に対する回答を作成することにより、的確な回答ができるように準備する。その際、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー等への配慮はできているか等の点に留意する。
- ・不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。誤解につながるようなあいまいな返答はしない。
- ・記者会見を開く際の留意事項等について助言を得るなど、教育委員会に支援を要請する。
- ・取材要請が多い場合は、教育委員会と連携を図り、記者会見を開くことで対応する。その際、会見場所・時間等については、学校運営が混乱しないよう考慮した上で決定する。取材が長期化する場合は、記者会見を定例化することも考えられる。

自然災害・危害獣等に係わる事故の 対応マニュアル

熱 中 症

【緊急対応項目】



○【児童の動き】

◇【教職員の対応】

●【校長・教頭の対応】

○教職員の指示に従う。	◇熱中症の程度を確認し、涼しい場所等へ移動し、応急手当をする。 ◇管理職に事故発生を報告する。 ◇救急車対応が必要な場合は直ちに手配する。 ◇救急車を手配した場合、教職員が同乗する。 ◇病院に同行し、発生状況や応急手当等について医師に説明する。(図5-2参照) ◇状況を管理職へ報告する。 ◇被害児童の保護者へ連絡する。 ◇他の児童の健康観察を行う。	●現場へ急行し、状況を把握する。 ●救急体制の指示(救急車要請等)をする。 ●事故発生時の状況、対応等、記録する者を指示する。
体温を効果的に下げるための方法の例 ● 上着を脱がせ、服をゆるめて風通しをよくする。 ● 皮膚に濡らしたタオルやハンカチをあて、うちわや扇風機であおぐ。 ● 服の上から少しずつ冷やした水をかける。 ● 氷のうや冷えたペットボトルなどを、首、脇の下、足のつけ根にあてて冷やす。		●救急搬送の場合は市教委に第一報を入れる。以後、必要であれば状況報告をし、助言を得る。 ●必要に応じて学校医に連絡し指導を受ける。 ●被害児童の保護者に容態、状況、搬送先、学校の対応について連絡する。 ●他の教職員へ状況説明をする。(臨時職員会議の開催等) ●必要に応じて、児童・保護者へ対応策について説明し(文書送付又は説明会開催)、理解と協力を依頼する。
	◇担任、顧問等が家庭を見舞うなど、児童、保護者に誠意ある対応をする。 ◇発生時の状況と災害共済給付の手続き等について保護者に説明する。 ◇未然防止について児童に指導する。	●管理職が教職員を代表して、児童生徒、保護者に誠意ある対応をする。 ●災害共済給付の手続きをする。 ●PTA等への説明をする。
		●発生原因を究明し、再発防止への取組をする。 ●救急搬送した場合は、報告書を作成する。

【熱中症予防の取組例】

- ・冷たい飲み物を持参させ、授業中でも水分・塩分補給が行えるようにする。
- ・帽子やクールスカーフ等の活用を促す。
- ・WBGT計を活用し、熱中症予防のための運動指針に基づいた活動を意識づける。

「長野市立学校 熱中症対応マニュアル」から抜粋

表 2-1 暑さ指数(WBGT)に応じた注意事項等(環境省)

暑さ指数 (WBGT)	湿球 温度	乾球 温度※ ³	注意すべき 活動の目安	日常生活にお ける注意事項※ ¹	熱中症予防運動指針※ ²
31℃以上	27℃ 以上	35℃ 以上	すべての生活活動 でおこる危険性	外出はなるべく避 け、涼しい室内に 移動する。	運動は原則禁止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子ど もの場合は中止すべき。
28～31℃	24～ 27℃	31～ 35℃		外出時は炎天下を 避け、室内では室 温の上昇に注意す る。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持 久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20 分おきに休息をとり、水分・塩分の保 給を行う。暑さに弱い人※ ⁴ は運動を軽減ま たは中止
25～28℃	21～ 24℃	28～ 31℃	中等度以上の生活 活動でおこる危険 性	運動や激しい作業 をする際は定期的 に十分に休息を取 り入れる。	警戒(積極的に休息) 熱中症の危険性が増すので積極的に休憩を取 り、適宜、水分・塩分を保給する。激しい運 動では 30 分おきくらいに休憩をとる。
21～25℃	18～ 21℃	24～ 28℃	強い生活活動でお こる危険性	一般に危険性は少 ないが激しい運動 や重労働時には危 険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性があ る。熱中症の兆候に注意するとともに、運動 の合間に積極的に水分・塩分を保給する。

※¹ 日本生気象学会『日常生活における熱中症予防指針 Ver. 3』(2013) より

※² 日本スポーツ協会『熱中症予防運動指針』(2019) より。同指針補足：熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目
安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

※³ 乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1 ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

※⁴ 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

表 5-1 熱中症の症状とその対応(日本救急医学会熱中症分類(出典:日本救急医学会を改変))

重 病 度	症 状	状 態	対 応
I 度 軽 症	めまい・失神・立ちくらみ 筋肉痛・筋肉の硬直 大量の発汗	十分な水分補給と 冷却、休息が必要	■ 涼しい場所に寝かせてボタンやベルトをゆるめ、足を高くして休む ■ 身体を冷やし熱を放散させる ■ 水分を補給する(かむようにゆっくり)水だけでなく、電解質を含むスポーツドリンクなどを十分飲ませる(水1ℓに1～2gの食塩を入れた食塩水でもよい) * 症状が改善しない場合は受診をする。
II 度 中等症	頭痛・気分の不快・吐き気 嘔吐・倦怠感・虚脱感 強い疲労感	水分や塩分が失われ、脱水症状が すすむ	■ I 度と同様 ■ 口から水分がとれないときや吐き気が強い場合は、点滴などによる水分補給が必要 * 処置をしながらすぐに医療機関へ受診する。
III 度 重 症	意識障害・けいれん 手足の運動障害 高体温	命にかかわる危険 な状態	■ 太い血管がある首やわきの下、足の付け根などを冷たいタオルや冷却剤などを当てて扇ぐなど、体温を下げる * 救急隊を要請し、救急車による搬送を行う。すみやかに治療開始ができるように状況がわかる人が付き添う。

表 4-1 熱中症を未然に防ぐために教職員が共通理解しておきたい基本事項の例

区分	防ぐための準備	判断	対応
通常時	☐ アラート情報を入手 ☐ 学校での暑さ指数の測定 ☐ 健康チェックシートの確認 ☐ 児童・生徒・教職員の体調管理 (睡眠・朝食・二日酔い・体調等) ☐ 登下校時の暑さ確認 ☐ 適切なエアコン設定と換気 (室温 28℃を目安に) ☐ 適度に汗をかく工夫や運動 ☐ 児童・生徒への熱中症予防指導	☐ 指針に基づき、授業 の対応について確認	☐ 危機管理マニュアルの確認 ☐ 熱中症発生時の役割分担の 確認 ☐ 応急処置の手順や連絡先等の確 認
活動前	☐ 暑さ指数の確認、実施・中止の判 断 ☐ 水分補給の指示、補給状況の確認 ☐ 服装・帽子の確認 ☐ 体調不良があれば無理をしない	☐ 活動場所の環境の把 握(屋内外・日よけの 有無、暑さを避ける 場所、休憩場所の有 無、水道の箇所、冷 却物品の確保、経口 補水等の準備等) ☐ 活動の変更の有無	☐ 熱中症予防運動指針(表 2-1)に沿 った運動の程度、休憩感覚、水分 補給の確認
活動時	☐ 顔色や汗など体調の観察 (顔が赤い、ひどい汗があれば涼 しいところで休ませる) ☐ 飲水行動を促す ☐ 児童・生徒同士の見守り ☐ 室内の場合、暑さ指数の確認・歓 喜の調整 ☐ 屋内外ともに、身体的距離があれ ばマスクをはずす ☐ プールでの活動(直射日光を避け る工夫、水分補給)	☐ 児童・生徒の症状と 対応の判断 ☐ 特に注意する人(持 病・肥満・不規則な生 活等)	☐ 熱中症予防運動指針(表 2-1)に沿 った運動の程度、休憩感覚、水分 補給の確認
発生時	熱中症は急速に進行し、放置すれば 死に至る緊急事態であることを認 識、休ませる場合は、児童生徒をひ とりにしない ☐ 症状の経過を記録し、受診の際に 伝える(図 5-2)	☐ 重症度に基づき対応 の判断(表 5-1) ☐ 応答がない、水が飲 めない時は速やかに 医療機関へ救急搬送	☐ (図 5-1)を参考に対処 ☐ 学校内での報告や共有、事故の検 証、再発防止策の検討 ☐ 保護者への連絡

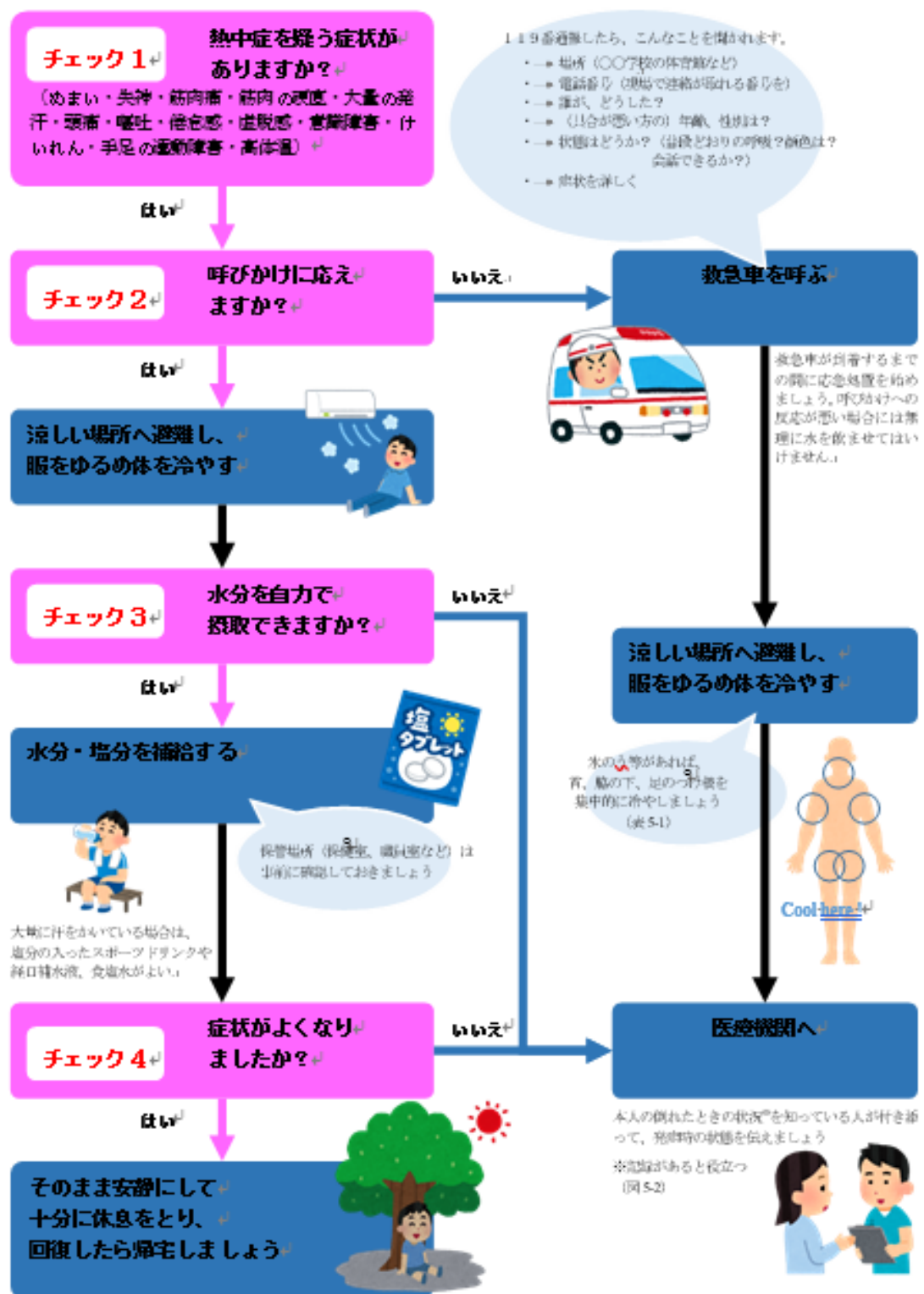


図 5-11 熱中症の対処方法 (応急処置)

熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと（分かる範囲で記入してください）

発生日時 （ ）年（ ）月（ ）日 （ ）時（ ）分

発生場所 長野市立_____学校（_____）

学年／組／児童・生徒名／年齢

（ ）年（ ）組 氏名（_____） 年齢（ ）歳

① 様子がおかしくなるまでの様子

- ・ 食事や飲水の摂取（十分な水分と塩分補給があったか） あり なし
- ・ 活動場所 屋内・屋外 日陰・日向
気温（ ）℃ 湿度（ ）% 暑さ指数（ ）℃
- ・ 何時間その環境にいたのか （ ）時間
- ・ どんな服装をしていたか（熱がこもりやすいか）（_____）
- ・ 帽子はかぶっていたか あり なし
- ・ 一緒に活動していて通常と異なる点があったか
（_____）

② 不具合になった時の状況

- ・ 失神・立ちくらみ あり なし
- ・ 頭痛 あり なし
- ・ めまい（目が回る） あり なし
- ・ のどの渇き あり なし
- ・ 吐き気・嘔吐 あり なし
- ・ 倦怠感 あり なし
- ・ 四肢や腹筋のこむら返り（痛み） あり なし
- ・ 体温 （ ）℃
- ・ 脈の数 不規則 速い 遅い（ ）回／分
- ・ 呼吸の数 不規則 速い 遅い（ ）回／分
- ・ 意識の状態 目を開けている ウトウトしがち 刺激で開眼 開眼しない
- ・ 発汗の程度 極めて多い（だらだらと） 多い 少ない ない
- ・ 行動の異常（訳のわからない発語など） あり なし
- ・ 現場での緊急措置の有無と方法※ あり なし
※方法（_____）

③ 最近の状況

- ・ 今シーズンいつから活動を始めたか （ ）日前（ ）週間前（ ）月前
- ・ 体調（コンディション・疲労） 良好 平常 不良
- ・ 睡眠が足りているか 十分 不足
- ・ 風邪をひいていたか あり なし

④ その他

- ・ 身長・体重（_____cm・_____kg）
- ・ いままで熱中症になったことがあるか あり なし
- ・ いままでにした病気※【特に糖尿病、高血圧、心臓疾患、その他】
※病名（_____）
- ・ 現在服用中の薬はあるか あり なし

地震災害

【緊急対応項目】	○【児童の動き】	◇【教職員の対応】	●【校長・教頭の対応】
	○【児童の動き】	◇【教職員の対応】	●【校長・教頭の対応】
医療機関へ			
チェック 1	○教師の指示で避難する。 ・机の下にもぐり机の脚を持つ、窓から離れてかがむ（廊下）、中央により頭を守る（校庭）。	◇第一次避難場所と方法の指示をする。 ・配慮を要する児童生徒への対応。 ・児童を落ち着かせる。 ◇火気を消火、ガス栓を閉める。 ◇避難方法を指示する。	●緊急放送で、教室・廊下・校庭にいる児童に避難と避難方法の指示をする。
チェック 3	○教師の指示で待機する。	◇人員確認、負傷者の確認と応急措置をする。管理職に報告する。 ◇授業担任以外は、廊下・体育館・校庭の児童の安全を確認する。	●全校児童の安全を把握する。
安全確保	○教師の指示で避難する。 （紅白帽子、手拭い、押さない、無言で）	◇第二次避難場所（校庭）と方法の指示をする。 ◇授業担任以外は避難経路の安全を確認する。 ◇人員の確認、負傷者の確認と応急措置をし、管理職に報告する。 ◇児童の不安な気持ちへの対応。	●第二次避難の決定と、緊急放送で避難場所と方法の指示。 ●対策本部を設置する。 ●全校児童の安全を把握する。
被害状況把握	○教師の指示で校庭に整列して待機する。 ○気分の悪い者、けがをした者は申し出る。	◇校舎内の見回り、居残り児童がいはいか確認。 ◇不明者の搜索を迅速にする。 ◇負傷者の応急措置、救急車に同乗。保護者に搬送先病院を連絡する。 <u>※健康観察（健康不良者への対応）</u>	●教職員の分担業務の指示をする（ハンドマイクで）。 ●救急車の手配をする。
情報収集		◇校舎、施設の被害状況の把握、ガスの元栓閉め確認、危険箇所の立ち入り禁止措置をする。	●被害状況を把握し、市教委に報告する。
第三次避難	●同報無線放送、有線放送・テレビ・ラジオ・インターネットで地震情報を入手する。 （地震の規模、余震の可能性と規模、地域の被害状況）		
保護者対応	○教師の指示で第三次避難場所に避難する。	◇第三次避難場所（校地外）と方法を指示し、避難誘導をする。 ◇人員確認、安全の確保をする。	●第三次避難を決定し、避難を指示する。市教委に報告。
支援活動	○保護者と帰宅する。	◇保護者に児童を引き渡し、記録。 ◇保護者からの照会に対応する。	●引き渡しと方法の指示をする。
		◇地域防災拠点の運営支援をする。 ・避難所準備、本部支援をする。	●市教委と連絡をとり、支援を教職員に指示する。

- 【留意点】 ① 負傷者の救急措置、不明者の搜索を最優先に対応する。
 ② 児童生徒の人員確認を迅速に行う。校内に残された児童がいはいか見回る。
 ④ 保護者を確認して児童を引き渡し、記録をとる。

強風・雷・豪雨災害

台風・大雨、雷、大雪などによって登下校時に危険が予測される場合には、児童生徒等の安全確保を第一に考え、臨時休業や学校待機等の措置をとることが求められる。その際、気象情報・河川情報や自治体が発令する避難情報を収集し、適切に判断する。

【緊急対応項目】

大雨や雷に関する気象情報収集

対応の判断

【登校前】

臨時休業
始業の遅延

【下校時】

学校待機
下校繰り上げ
引き渡し

【避難】

引率
引き渡し

災害発生
浸水被害等

教職員参集

○【児童の動き】

◇【教職員の対応】

●【校長・教頭の対応】

◇気象情報ならびに危機管理マニュアルやハザードマップを確認

→想定される災害と最適な避難方法（避難場所とそこまでの避難経路）を再確認

◇教職員間で情報共有と連絡体制を確認し、心構えを一段高める

●学校周辺の環境を確認し、強風暴風で飛散する可能性があるものを固定・移動する

●機密文書（耐火金庫は耐水ではない）やPCなどを上の階へ運ぶよう指示する

【児童 登校前】

●気象情報により翌朝の登校時に危険が予想される場合は、前日（登校前）に臨時休業や始業時刻の遅延措置を判断し、周知する。→決定前に市教委に相談する

【児童生徒 在校時】

○教職員の指示があるまで、落ち着いて授業を受ける。

◇指示があるまで通常授業継続。

◇児童を落ち着かせ、管理職の指示を待つ。

◇保護者への連絡方法確認。

◇落雷等の情報や雷鳴が聞こえることがあったら、すぐに校舎内に避難する。

●災害対策本部設置

・気象情報の入手

・児童の下校検討

・通学路の安全確認

○教職員から状況・今後の予定の説明を聞く。

①学校で待機する場合

◇安全な場所へ誘導し待機指示（床上浸水が想定される場合は垂直避難）

●児童の対応を決定し、市教委に報告する。

●保護者に連絡する。（PTAメールで）

○教職員の指導で安全に気をつけて下校する。

②下校時刻を繰り上げる場合

◇気象情報の収集

◇通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者への引き渡し

◇下校児童の記録をとる。

●安全な方法で下校させるように指示する。

●保護者に連絡する。（PTAメール等で）

○教職員の指示で避難する。

③避難所等に避難させる場合

◇教職員が避難経路に沿って引率し避難する。

◇帰宅可能になった児童から保護者に引き渡し、記録する。

◇学校が避難所に指定された場合は、設営準備と運営を支援する。

●避難所等に避難させる指示をする。

●保護者に連絡する。（PTAメール等で）

●市教委と連絡をとり、避難所等への避難を教職員に指示する。

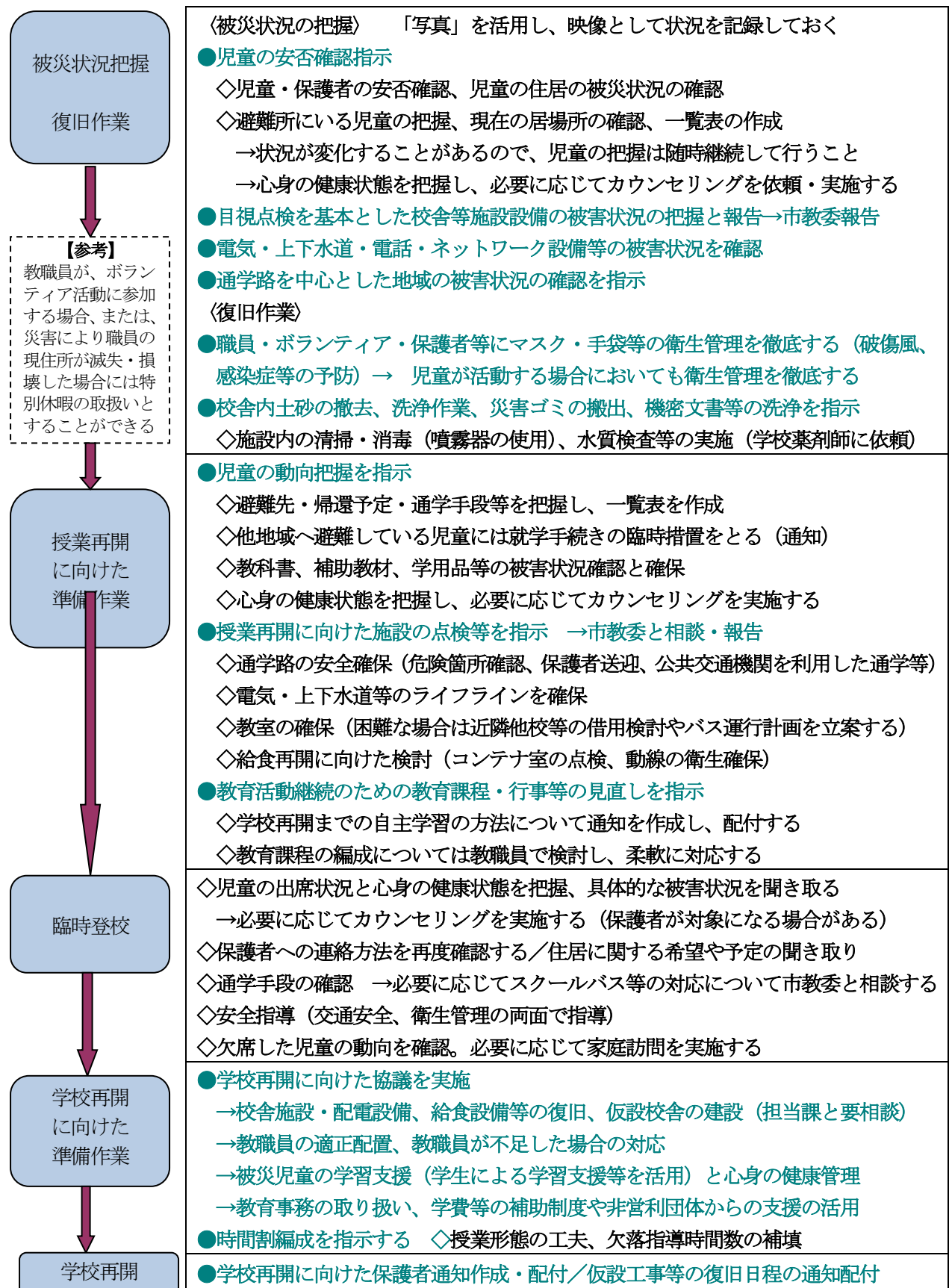
〈教職員の参集〉

●教職員の安否・住宅の被災状況と学校の被災状況を把握する

◇各校の非常時配備体制に基づき、自身と家族の安全を確保した後、直ちに集合

●災害対策本部を設置する（未設置の場合）

→災害によって自校の使用が困難な場合は、災害対策本部を近隣他校に設置する



【留意点】① 雷鳴が聞こえたり、雷雲が発生したりした時には、屋外での活動を即刻中止し、安全な場所へ避難する。

② 保護者を確認して児童を引き渡し、記録をとる。

落雷被害防止の対応

児童生徒が屋外で活動中、落雷の予兆があった場合は、速やかに活動を中断（「中止」を含む）し、危険性がなくなると判断されるまで、安全な場所に避難し、児童生徒の安全確保を最優先事項として行動する。

雷に対する基礎知識

- ・雷は積乱雲の位置次第で、海面、平野、山岳などの場所を選ばず落ちる。また、周囲より高いものに落ちやすいという特徴がある。
- ・グラウンド、平地、山頂、尾根等の周囲の開けた場所にいると、積乱雲から直接人体に落雷（直撃雷）することがあり、その場合、約8割の人が命を落とすと言われている。また、落雷を受けた樹木等のそばに人がいると、その樹木等から人体へ雷が飛び移ることがある（側撃雷）。木の下で雨宿りなどをしていて死傷する事故は、ほとんどが側撃雷によるものである。
- ・遠くで雷の音がしたら既に危険な状況であり、いつ落雷してもおかしくはない。
- ・厚い黒雲が近づいてきた際には、雷雲の接近を意識する必要があること。
- ・雷鳴はかすかでも危険信号であり、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所に避難すること。
- ・人体は同じ高さの金属像と同様に落雷を誘因するものであり、たとえ身体に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に付けたりしていても、落雷を阻止する効果はないこと。

【緊急対応項目】 ○【児童生徒の動き】 ◇【教職員の対応】 ●【校長・教頭の対応】

気象情報収集
(数日～1日前)

●児童生徒の安全を最優先することを十分認識し、屋外での教育活動引率職員等への落雷事故防止意識の徹底を図るとともに、天候の急変などの場合には、ためらうことなく計画の変更・中断の適切な措置を講ずるよう指導する。 ●屋外での行事、部活動等ごとに現地責任者を指定し、対応業務の事前確認を行う。 ◇気象予報を確認し、落雷・突風などが想定される場合は、定期的に気象情報を入手し、教職員等と情報共有する。 ◇絶えず雷鳴や空模様に注意する。		
○教職員の指示に従い、すみやかに安全な屋内に避難する。	◇「雷注意報」の発令の有無にかかわらず、雷光や雷鳴があったり、雷雲が近づく様子があったりした場合は、すみやかに安全な屋内に避難させる。	●気象情報の入手 ●児童生徒を安全な屋内に避難させる指示をする。
安全な屋内：鉄筋コンクリート建築、自動車、バス、列車の内部		
○教職員から状況・今後の予定の説明を聞く。	●児童生徒の対応を決定する。 ●雷雨・雷鳴が長引き下校時刻を過ぎる場合、保護者に連絡。 (安心安全メール等で) 「雷ナウキャスト(気象庁HP提供)を活用し、判断に用いる。 「活動度1」の時：天気の変化を警戒するとともに、活動の中断を検討する。 「活動度2以上」の時：ためらうことなく活動を中断する。	
○教職員の指導で活動再開、または下校する。	◇雷鳴がやんでから20分程度は落雷の危険があることから、安全な場所での待機を指示する。	●安全確認 ●安全な方法で下校させるように指示する。
●屋外での活動の他、登下校時の落雷事故防止について、日頃から適切な指導を行う。 1 登下校時の対応 ・登下校時に発生した場合は、近くの安全な場所に避難し、無理に屋外を移動しないようにする。近くに避難する場所がない場合は、低い場所を探してしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くし、地面との接地面を可能な限り少なくする。 2 自転車乗車中の対応 ・すぐに自転車を降りて姿勢を低くして、安全な場所に避難する。		

「熊」 出沒への対応

◎課外活動中に熊と遭遇した場合、引率教員・担当教員は、児童の安全確保を最優先に、児童の精神的な動揺を静めながら、校長・関係機関と連携して対応する。

【危機発生時のケース別対応】

○ケース 1 【熊の足跡やフンを発見した場合】

- ・熊に出遭わないように、鈴・笛等、音の出る物を身につけ、熊に自分の存在を知らせる。(熊は聴覚がすぐれている)
- ・熊の足跡やフンを発見した場合は、すぐに引き返す。

○ケース 2 【遠くに熊を発見した場合】

- ・遠くに熊を発見した場合は、あわてず、そっと立ち去る。
- ・大声で叫ぶ、石などを投げる等で、熊を興奮させないようにする。

○ケース 3 【熊に出遭った場合】

- ・子熊を見かけた場合は親熊が近くにいたので、そっと立ち去る。
- ・熊から目を離さないようにして、できるだけゆっくり後ずさりしながら熊から離れる。(熊との間に立木等の障害物を入れることのできる位置まで移動することで突進を防ぐ)
- ・走って逃げない。背中を見せて逃げると熊は本能的に襲ってくるので危険である。

○ケース 4 【熊に襲われた場合】

- ・襲われて負傷した場合は、現場で可能な限り応急措置を施す。
- ・負傷者が下山できる場合は下山する。負傷者が下山できず、携帯電話が使用できない場合は、教職員が連携して負傷者を保護する者と児童生徒とともに下山し救助を求める者へと分かれ対応する。
- ・携帯電話が使用できる場合は、携帯電話により救助を要請するとともに(119番)、学校に連絡し応援等を求める。学校から保護者に連絡をする。

○ケース 5 【学校周辺等に熊が出没した場合】

- ・発見した教職員は、他の教職員の応援を求めながら、校舎内の危険のない場所に児童生徒を誘導する。
- ・近くにいる教職員の協力を得て、校長に熊の出没・接近を報告する。報告にあたっては、大声を出しながら途中の教室に知らせ、特に1階の教室・昇降口・玄関の出入り口や窓の施錠、2階等の安全な場所へ児童生徒を避難誘導させるなど、教職員の協力を得て速やかに行う。
- ・教職員自ら校長に情報伝達する場合は、教職員が連携して児童生徒だけとなる状況をつくらない。
- ・児童と教職員の身を守るために、護身棒・ほうき・モップ等、身近にある物を活用して、防御体制を確保する。
- ・万一の場合に備えて、養護教諭を中心として応急手当の準備体制を整える。
- ・危険の回避後は、他の教職員と連携して児童の精神的な動揺を静めるように努める。

・熊出沒等の状況把握

・校長へ報告し指示を受ける。
応援の要請

・避難、下山

・負傷者児童生徒の応急措置

・救急車要請

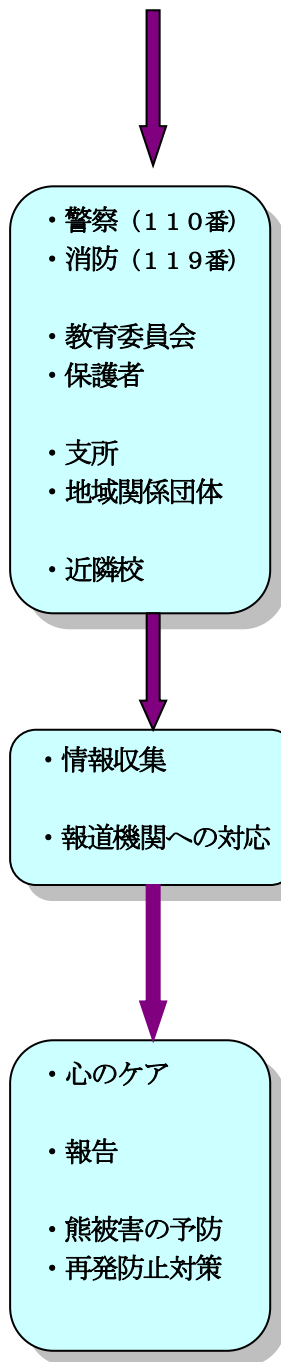
・警察への連絡

・防衛体制

・避難誘導

・保護者に連絡

・心のケア



【関係機関との連携】

- 警察～警察に110番通報を行い、速やかに出動を要請する。
- 消防～救急車には隊員の指示に従って教職員が同乗し状況説明を行う。
- 市教育委員会～熊発見の状況について対応相談・報告
「事故速報カード」(時間、場所、事故等の概要、対応)
- 保護者～状況に応じて保護者と連絡を取り、登下校の引率等の協力を得る。児童生徒が被害に遭った場合には直ちに保護者に情報を伝える。
- 支所・地域関係団体～熊の出没について報告し、児童の登下校の安全について協力を得よう努める。
- 近隣校～近隣校に熊情報を伝え、注意を喚起する

- 状況・事件の経緯や状況について情報を集め、正確な事実関係を把握し記録する。
- 報道機関へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

【危機終息後の対応】

- 負傷した児童及び周囲の児童でショックを受けている場合は、スクールカウンセラーや精神科医等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。
- 熊被害の「事故報告書」を市教育委員会・教育事務所に提出する。
- 教職員や児童に対する熊被害事故防止や熊に係わる危機発生時の対応の見直しを行い、熊被害事故再発防止に取り組む。
 - ・野外教育活動を実施する場合は、あらかじめ入山地域の熊出没情報・支所・地元住民等から収集し、危険な場所に近づかないようにする。
 - ・朝夕、黎明薄暮時は、熊の行動が活発な時間帯であるので入山しない。
 - ・万一、熊による事故が発生した場合に備え、連絡体制・役割分担を定め、全教職員が理解しておくとともに、緊急対応が確実にできるように野外活動の実施前に確認をする。